

# 子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和2年12月15日（火）  
午前10時00分～午後5時24分  
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長 委員 委員	いじま 文彦 岩崎 みなこ しらた 満	副委員長 委員 委員	大くま 真一 本間 としえ 山崎 ゆうじ
--------------	-----------------	---------------------------	------------------	----------------------------

出席説明員	くらしと文化部長 文化・生涯学習推進課長 スポーツ振興課長 子ども青少年部長 子ども家庭支援センター長 子育て・若者政策担当課長 教育部長 教育部参事 教育企画担当課長 図書館長 学校支援課長 教育センター長	須田 雄次郎 古谷 真美 森合 正人 本多 剛史 角谷 美喜子 水野 誠 鈴木 恭智 山本 勝敏 室井 裕之 横倉 妙子 麻生 孝之 田島 佐知子	オリンピック・パラリンピック (兼)スポーツ振興担当部長 文化施策担当課長 オリンピック・パラリンピック推進課長 子育て支援課長 児童青少年課長 公園緑地課長 教育部参事 教育振興課長 文化財担当課長 図書館本館整備担当課長 学校給食センター長	小林 弘宣 宮崎 武 齊藤 義照 松崎 亜来子 植田 威史 長谷川 哲哉 細谷 俊太郎 加藤 大輔 藤田 純 萩野 健太郎 澤井 吉之
-------	---	--	---	---

## 案 件

件 名	審 査 結 果
1 2陳情第20号 関戸地域に児童館設置を求める陳情	継続審査
2 第126号議案 多摩市立複合文化施設の指定管理者の指定について	可決すべきもの
3 第127号議案 多摩市立温水プールの指定管理者の指定について	可決すべきもの
4 第136号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5 第137号議案 多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6 第146号議案 多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
7 特定事件継続調査の申し出について	決定

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況と今後の予定について	文化・生涯学習推進課
2 第4次多摩市生涯学習推進計画策定の進捗状況について	文化・生涯学習推進課
3 パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について	文化・生涯学習推進課
4 多摩市体育施設に係る個別施設計画策定に向けた検討状況について	スポーツ振興課
5 多摩市立温水プールにおける事業縮小の検討について	スポーツ振興課
6 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の準備状況について	オリンピック・パラリンピック推進室
7 令和2年度第3回多摩市子ども・子育て会議の概要について	子育て・若者政策担当
8 (仮称) 子ども・若者総合支援条例の進捗について	子育て・若者政策担当
9 新型コロナウイルス感染症対策に係る給付事業等の進捗状況について	子育て支援課
10 令和3年度保育所等入所申請について	子育て支援課
11 子育てセンター事業の終了について	子育て支援課
12 児童虐待防止啓発活動について	子ども家庭支援センター
13 令和3年度学童クラブ入所申請について	児童青少年課

14	学童クラブ費・学童クラブ延長育成料の債権の分類等の変更について	児童青少年課
15	学童クラブでの医療的ケア児の受け入れについて	児童青少年課
16	令和3年度小学校水泳指導事業について	教育振興課 教育指導課
17	学校開放施設等の再開について	教育振興課
18	令和2年度多摩市教育委員会事務点検報告書について	教育振興課
19	「教育の情報化に向けた多摩市立小・中学校のICT機器整備（多摩市学校情報環境整備方針）」の改訂について	教育振興課
20	多摩中央公園改修整備・運営事業（P-PFI）の公募について	公園緑地課 教育振興課 行政管理課
21	多摩市立多摩ふるさと資料館条例施行規則の制定について	教育振興課
22	誤徴収した学校給食費（10月分）の返金について	学校支援課
23	多摩市「不登校総合対策」について	教育指導課
24	多摩市学校事務共同実施の令和2年度進捗状況について	教育指導課
25	第二次多摩市特別支援教育推進計画（原案）について	教育センター
26	学校給食異物混入月報について	学校給食センター
27	多摩市立図書館の新たなサービスの開始について	図書館
28	中央図書館建設工事等の入札不調に対する今後の対応について	図書館

午前10時00分 開会

いいじま委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、2陳情第20号 関戸地域に児童館設置を求める陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。それでは、氏名を言ってからご発言願う。

陳情者（吉井和夏子氏） 多摩市立多摩第一小学校PTA会長、吉井和夏子。

このたびは、関戸地域に児童館設置を求める陳情書に関する発言の機会をいただき、ありがとうございます。陳情書提出の際、藤原議長より、もっと議論を深める必要があるとのご指摘をいただいたが、関戸地域の子どもたちの現状や、放課後の子どもの居場所づくりについて大勢の方に考えていただけたらとない機会とも思い、この場に立つこととした。

放課後の子どもの居場所の確保については、以前より、多摩市立小学校PTA連絡協議会でも重要なテーマとして話し合いがされており、小学校PTA連絡協議会主催の市長教育長懇談会では、近隣他市のように、放課後子ども教室を拡大拡充し、子どもたちが安心安全に放課後を過ごせる場所としてほしいとの要望もいたしてきた。

その際、阿部市長からは、予算の面での難しさの話とともに、多摩市では、児童館、学童に力を入れていて、スタッフの質が高いのが自慢だとのお話も伺った。私自身も子育てをする中、子どもが赤ちゃんの頃から、子育て広場

を通して児童館には大変お世話になっており、スタッフの皆さんの親しみやすさや細やかなサポートを含め、多摩市の児童館の質が高いことは身をもって実感している。

しかしながら、関戸地域の子どもたちにとっては、一ノ宮児童館、桜ヶ丘児童館ともに距離が遠く、大通りを挟むことなどから、特に低学年の児童が1人で行き来するには危険が伴うと常々感じている。大栗橋公園拡張活用に当たって、地域の方の中から関戸地域に児童館がほしいとの声が上がっていると聞き、放課後の子どもの居場所として、関戸地域に児童館のような施設があれば、こんなに適した場所はないと考えた。もちろん、この時代に児童館という箱物をつくる難しさがあるのも重々承知している。しかしながら、単に広々とした公園だけあっても、子どもたちが安心安全に遊べるわけではない。何かあった時に駆け込める、そして、そこに信頼できる大人がいるという場所こそが、子どもたちにとっての安心安全な場所となる。従来どおりの児童館の形でなくても構わない。

しかし、私自身、子育てを通して児童館にお世話になってきたからこそ、児童館の持つ力を実感している。学校を超えた横のつながり、そして学年を超えた縦のつながり、児童館を介して地域とのつながりも持てた。さらに、児童館で育った子どもたちは、当事者としての児童館世代を卒業しても、引き続き地域の目に見守られているとも感じている。

そういった意味で、これからの時代は、対象が児童だけに限らない様々な世代とも交流できるニュータイプの児童館、世代間交流館のようなものもよいのかもしれない。

私自身も多摩市で生まれ育った。幼い頃は、家の近くの空き地で近所の友達と遊び、特に何の不安を持つこともなく、公園などへ遊びに出かけていた。しかし、自分が子どもを産み、我が子が大きくなるにつれ、しみじみ感じるようにもなった。自分が小さい頃に享受してきたあの環境は、決して当たり前のことではなかったのだということである。地域や身近な大人たちの温かできりげない支えがあったからこそ、自由に伸び伸びと過ごせてきたのだということである。

子どもたちにとって安心安全な地域であるということや、大人やシルバ

一世代含め、全ての人にとって住みやすいまちであるとも思う。未来の子どもたちが、関戸地域で安心安全に過ごせるように何ができるのか、ぜひ長い目で、そして温かな目でご検討いただけたら幸いである。

いいじま委員長 以上で、市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明等あればお願いします。

本多子ども青少年部長 それではまず、資料に基づいて、現在の関戸地域と児童館の関係についてご説明をしたい。お手元のタブレットの子ども教育常任委員会のフォルダの中に、案件1ということで資料を置いているので、そちらをお開き願う。

こちらの資料だが、関戸地域の近くにある児童館から半径1キロという円を記載している。見ていただくと、例えば連光寺児童館から半径1キロのエリアの中に大栗橋公園のエリアがある。また、桜ヶ丘児童館からも同じように円の中にあるというようなこと。また、一ノ宮児童館、東寺方児童館から若干ちょっと外れるが、1キロを少し外れたところにあるという位置関係である。この1キロという距離については、大体徒歩で10分から15分、お子さんだともう少しかかるかもしれないというような位置にある。

また、この関戸地域以外のところに目を向けてみると、ほかの地域では、これより遠くから児童館に通われるエリアもあるというのが、今の現状である。

また、児童館については、ご承知のとおり、現在市内に10館ある。26市の状況を見ると、子どもの人数からすると、大変施設の数は充実をしているという現状である。さらに、施設を持つということは、先ほど陳情者もおっしゃっていたが、やはりそれなりの箱物をつくるということで、ランニングコスト、また職員を配置するということになると、職員の人件費、あと今後、子どもの数が確実に減っていくという中では、やはり慎重にならざるを得ないのかという認識である。

ほかの自治体と比べても、施設数は非常に充実していて、これ以上施設をつくるとなると非常に過剰になるというような今認識である。

それと、陳情書のある大栗橋公園のことについて触れられているが、土地

の取得の経緯について若干申し上げたい。

こちらの大栗橋公園については、今年の2月であるが、大栗橋公園内、それと隣接する生産緑地、この買取りの申出があった。そうしたことから、市の中で、大栗橋公園の今後のあり方を含めて、本件土地の取得を検討したという経緯がある。本市において、7月の庁内の経営会議において、こちらを取得していくというような決定をしたが、そのときの考え方としては、大栗橋公園では地域の盆踊りなどが毎年開催されているということで、地域のコミュニティの醸成の場として活用されており、そうした機能を維持、向上していくため、公園用地から必要との判断ということで取得をしていくという方向性を確認している。したがって、市としては、公共施設を建設するというための用地の取得ではなく、そうすると取得の目的が違ってくるという認識である。

また、拡張後の公園のあり方について、今年の8月、それと9月、地域との意見交換会を環境部が実施している。広場機能を拡張し多様な使い方を可能とする広場をメインとした公園づくり、また、防災機能を備えた公園づくりへの意見が多くあったということであって、その方向で進めていくということで、今、所管部署では考えている。

それと、本件公園の今後の手続の流れであるが、令和2年12月から、今月から大栗橋公園拡張に係る都市計画変更のための手続に入る。具体的には、都市計画審議会、また協議会に説明等をしていくということ。また、その後、都市計画原案の縦覧説明会などを経て、都市計画審議会で審議され、都市計画決定後、東京都へ事業認可の申請を行うということで、事業認可取得後土地を購入するというようなスケジュール感で進めている。

それともう一つ考えなければいけないのが、公共施設の見直し方針と行動プログラムとの関係である。現在、子ども青少年部で持っている計画の中では、新たな児童館の建設予定というのはない。また、行動プログラムの中では、施設総量、それと経費の縮減を目指している。具体的な取り組みとしては、施設の集約化、それと重複する施設の統廃合など、機能を集約し、効率的な施設管理運営を実施していくということ。また、稼働率の低い施設の統廃合、それと施設管理運営に関わる職員の削減などを掲げているという

状況である。こうした考えに基づいており、議会の皆さんとも共有しているものと考えている。したがって、新たな施設をつくるということは非常に重いことと認識をしている。

繰り返しになるが、児童館は市職員を置く直営を基本としている。現在10施設あるが、1施設当たり正規職員を4名ほど、また非常勤職員を3名ほど配置している。職員数をふやすことにもつながる。人件費総体を削減していく方向性とは逆の方向にいくのかという認識である。

したがって、現在、計画等にはないということであって、所管部としては、児童館をつくる予定は今のところない。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

本間委員 これ、児童館の配置図というのがあるが、児童館ごとの子どもの数、また、将来、今後の子どもの数の予想というのは、数字としては出ているのか。

植田児童青少年課長 児童館ごとの人数ということは、そういったものはないが、基本的に児童館では、年度の利用者数というのをカウントして報告をしている。そういった中では、10館あって、全体では合計で約25万人、令和元年度の利用がある。

多いところでは、元年度の状況で、一ノ宮児童館が、合計で4万人の延べの利用がある。少ないところでも、例えば豊ヶ丘児童館で1万5,000人ぐらいの利用がある状況になっている。特別、推計ということで、将来的にどれぐらいの人数が来るかということまでは把握はしていない状況である。

本間委員 今の利用人数というのはもちろん大切だと思うが、その地域にどのぐらいのお子さんがあるのかということも、やはり判断の材料になるのかと思うが、またその辺は調査してもらえば数字は出るものか。

本多子ども青少年部長 我々も、保育園とか学童クラブとある中で、今後の児童の推計、子どもの推計というのは出していかなければいけないということで、ここで令和2年度から新しい計画、子ども・子育ての計画をつくった中で、やはりある程度大枠の児童数というのは把握しているが、エリアごとに詳細というのは、もう少し研究しなければいけないかとは思っている。



本間委員           あと、児童館でなくても、子どもの安心して遊べる場所ということを先ほどお聞きしたが、その世代間交流館みたいなものが可能なかどうか。所管が違ってくるのかということもあるが、何か考えられることというのはあるのか。もしお答えいただければ。

植田児童青少年課長   世代間交流というようなところでは、現状の児童館でも、例えば複合施設になっていたりというようなところもあるので、世代間交流の事業を行って、様々な年代の方と交流をしている事業は行っている。

いいじま委員長   ほかに質疑はあるか。

しらた委員           この児童館配置地図だが、この大栗橋公園に、例えばここの近くにお住まいの方は、桜ヶ丘児童館か一ノ宮か連光寺ということか。児童館を利用するとすれば。そうすると、桜ヶ丘児童会に行くのにも上り坂、一ノ宮に行くにしても大変交通量の多いところ、連光寺行くとしても鎌倉街道を渡るとか、大変この交通が、先ほど部長の10分から15分ぐらいという、もっとかかるのではないのかとは思いますが、私も子どもの頃、和田から行く選択肢は一ノ宮児童館しかなかった。一ノ宮児童館まで行く、もう帰り真っ暗である。踏切を渡らなくてはいけない、川崎街道を渡らなくてはいけない。すごい遠いというイメージがあるが、その辺、市の考え方としては、ここら辺のお子さんたちはどう安全を確保していかれるのか、またどのくらいの時間帯を安全と見ているのか。そういう、ここにあったらいいなという市民の方に対してどう考えているのかということをお聞きしたいと思う。

植田児童青少年課長   もちろん、いろいろ居住の地域の方々いらっしゃると思うので、近くにあるというのは便利だと思っている。ただ、やはり、そういった中でも、ある程度多摩市の全域を見たときに、10館というような館がある中では、ここの場所においても、例えばここの場所というのは基本的には多摩第一小学校の学区域になるので、多摩第一小学校の子どもたちがどこに行くのかということと比べると、基本的には一ノ宮児童館等に行っていたり、あるいはお住まいの地域によっては桜ヶ丘児童館、そして、この絵にもあるように、もちろん委員のおっしゃるとおり、坂があったりとかということがあるが、連光寺児童館に遊びに行ったりというようなところは、現在でもなくはないと思っている。

しらた委員 現在では、今課長がおっしゃった3館を利用されているということで、今後、お子さんがふえたりして、これはまだ調べてみないとわからないということだが、桜ヶ丘団地の1丁目、坂を下った関戸に近いほう、これから桜ヶ丘団地の家を建てるにしても、少し小さくしてたくさん建つようになっていく。この先を長い目で見ると、桜ヶ丘団地の方々も人口がふえるのかと、お子さんがふえるのかという思いがあるが、そのようなことを見ると、10館あるからということではなくて、数ではなくて、どこが一番利用しやすいのかと。これから高齢化がどんどん進んで、児童館の利用率が少ないところはほかのところに替えられるのかと。そのようなことも考えたら、ここにふやしたとしてもほかを減らすとか、そういう考え方はないのかと思うが、いかがか。

本多子ども青少年部長 利用の多い少ないということで、少ないところは淘汰していくのかというようなことは、今のところ具体的には持ってない。ただ、今後、少子高齢化が進んでいく中で、今、使われている児童館の機能というのをどう、20年後、30年後に向けて維持していくのか、また新しい児童館の使われ方というのはどのようなものなのかということは考えていかなければいけないということは認識している。

そうしたときに、箱物として児童館というような館が必要なのか、それとも児童館の中で行われているような事業、ソフト的なものが必要なのかということ、今後検討していかなければいけないという認識である。エリア的にどう配置が必要なのかというようなこと、また、アクセス的なものとか、そういったものも含めて考えていかなければいけないが、やはり先ほど陳情者がおっしゃったように、子どもの居場所をどう考えていかなければいけないのか、その居場所でどういうことを行っていくのかということ、を総合的に考えていかなければいけないという、現在の認識である。

しらた委員 総合的にこれからを考えていっていただきたいと思うので、考えていくためにも、やはり子どもの推移とか、高齢化率を含めてどこが高くなるのかとか、そういうこともきちんとデータで出していくことが必要かと思うので、その辺検討をお願いしたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 陳情の中では、以前から要望が上がっていたということも言われているが、この点について市はどのように受け止めているのかを確認したいと。

植田児童青少年課長 児童館を所管する立場の者として、基本的にはこの関戸地域に、公的に児童館を設置してほしいという要望は、これまで受けたということはない。

大くま委員 公的に要望を受けたということはないというのは、こういった陳情というような形とか、そういった形での要望ではなくて、懇談とかそういった中であるといいというお話は受けているということなのか。

植田児童青少年課長 日常的に業務をしている中でも、そういったお声が入ったりとか問い合わせが入ったりというようなところもないと認識している。

大くま委員 陳情も上がって、今こういった説明をいただいている中では、市の受け止め方が軽いのかと私は思う。やはり近隣に子どもが安心していられる居場所が欲しい、また0歳から、もっと言えば妊娠期から18歳までを対象とするような施設の中で、やはり今おっしゃられたが、高低差であるとか交通量の多い道路であるとかというのは、検討して配置の中には一定配慮が必要かというのと思う。

人口の推移についても、これからということだが、まず、高低差については、交通不便地域の検討の際に高低差の表なども、市としては調査をしているはずなので、そういったものを生かしながら確認をしていただくことが必要かと思っている。

あと、人口の推移についても、この地域、近隣には保育園などもふえていて、そういったことで言えば、子どもの人口自体がどうなるのかということとともに、親が共働きの世代の子どもたちがふえていくのかどうかということも考えていかなければ、居場所を考えるとときには、そういう考え方も必要だと思う。そういったところも汲みながら検討することが必要だと思うが、今後またそういった推移も見なければいけないという答弁も先ほどあったので、それをしっかりとやってほしいということを申し上げて終わる。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 出していただいたので、経緯として1つお聞きしたいのは、諏訪と永山は結構近くにあるが、できたときは、人口が多かったのでつくったという経

緯なのか、そこだけお聞きする。

植田児童青少年課長 諏訪と永山の児童館では、できた当時の話だが、コミュニティエリアというようなところで児童館の配置場所を考えたという経緯があって、諏訪地域のエリアと永山地域のエリア、確かに地図だけ見ると近くにあると見えるが、そういったエリアごとに1館という構想の中でできたと認識している。

岩崎委員 そういうこともあると、必ず同じような、等間隔でつくったということでもないかと思うところだが、今の時代になってきて、公共施設の見直しもなければいけないというミッションもある中で、どんどんつくることができないというのもある意味理解できるが、前の議論の中で、プレイパークという考え方もあったかというのをお伝えしたことが議場であったかと思うが、多摩市は公園が結構あるが、こういうニュータウン地域と違って、こちらのほうは、遊べる公園というのは少ないと認識しているのか、ちょこちょこあるという感じで認識しているのかをお聞きしたい。

長谷川公園緑地課長 公園の利用のところに関するお話なので、私のほうからお答えさせていただきます。ニュータウン、既存含めて、自由に使える公園はあるのかと思っている。そうした中で、お話あったプレイパークについては、大谷戸公園のほうで、国士館大学さんと連携しながら、教育委員会が主体だが、やっけていただいているというところもある。そうした、主には使い手の方々と連携しながら、いろいろな使い方はいろいろな公園で展開していけるのかと考えている。

岩崎委員 あともう一つ、多摩第一小学校に通っていらっしゃるお子さんが、遊ぶために、1回家に帰らないといけないというのが児童館のスタイルかと思うが、そうやって一緒に一度帰った後遊ぶところとして、児童館だったらどこが多いということと、あと公園だったら幾つかあるのかというのをお聞きする。

植田児童青少年課長 まず、児童館というところでは、今、各児童館のほうに確認したところ、多摩第一小学校の子どもたちは一ノ宮児童館を使っていることが多いと認識している。

長谷川公園緑地課長 多摩第一小学校の生徒さんが帰宅後どこの公園を使われるかという

ところでは、正確な数等は把握していないが、多摩第一小学校の周り、例えばせいせき公園とか、あるいは九頭竜公園とか、いろいろ公園があるので、近隣の公園で遊んでいただいているのかという認識をしている。

岩崎委員 放課後子ども教室みたいな、学校を使ってやっているというのもあると思うが、週何回ぐらい今はやっているのか。

植田児童青少年課長 多摩第一小学校の放課後子ども教室ということでは、現在はコロナの関係で中止しているが、例年、通常であれば月に1回程度の実施ということで今させていただいている。

岩崎委員 今、ずっと遊びのことを大人が考えてきているが、子どもたち自身は、もしかしたら児童館がどうしてもここにあったほうがいいと思っているのか、あるいは、大人と同じ気持ちかどうかわからないと思うが、小学生1年生とか3、4年生に聞くのは難しいかもしれないが、中学生ぐらいの方に、小学校のときに一緒だったお子さんたちが遊びたかった場所、こういうところに児童館があったほうがよかったとか、あるいはこういうところで遊びたかったというような調査をしたことがあるか、あるいは調査していただけるのかお聞きする。

植田児童青少年課長 これまでに、今委員がおっしゃったような調査をしたということはない。これから、もしそういった調査をするということになると、学校との関係もあるし、あるいは我々の所管だけでそういったことが可能なのかなのかということを確認した上で、検討が必要になるかと思う。

岩崎委員 確かに、こちらの今の陳情が、これから今すぐにこれだけいろいろ考えなければいけないことがあるのかと思うと、これですぐに採択とか不採択とかしていいのかということのはすごく迷うところだが、もう少し私たちも考える時間がいただけたほうがいいかと思う。

いいじま委員長 今もう少し考えたいというお話があったが、ほかに質疑があればお聞きしておきたいと思う。

山崎委員 私も、今までの質疑を聞いていて、やはりもう少し審査に時間をかけたほうがよいのではないかと考えて、岩崎委員と同じように継続審査を提案したいと思う。

今、多摩市は全体的に少子高齢化の流れの中で、また新しい児童館をつ

くるということは、もう少し慎重に進めるべきではないかと考える。

また、児童館をつくるとなると費用もそれなりにかかるので、もう少し時間をかけて慎重に審査を行って、審査を行うに当たって、まず今後のこの地域の新築マンションの予定、それによって、そのエリアの子どもの増減予測、あとまた児童館を新しく建てる場合の費用、その辺りを市のほうで調査していただいて、その結果を見て再度審査したほうがよろしいのではないかと、今回は継続審査を提案したいと思う。

いいじま委員長 暫時休憩する。

午前10時36分 休憩

---

午前10時36分 再開

いいじま委員長 会議を再開する。

ほかに質疑はないか。

大くま委員 先ほどソフト的な対応も今後検討が必要かということは答弁もあったが、今、児童館では出前でやっているような事業があると思うが、私思うに、大体出前する先というのは公共施設なのかと思っている。この地域で例えば出前児童館、今やっているのかということと、やるとしたらどういった施設に、今後の検討も含めて、あり得るのかということを確認しておきたいと思う。

植田児童青少年課長 先ほど委員の質問の中で、多摩第一小学校の子どもたちの多くは一ノ宮児童館を利用しているということでお話しした。一ノ宮児童館の移動児童館ということでは、くるまぼり公園で実施をしている。ほかにも、館ではなくて、そういった屋外の公園を利用して移動児童館を実施して、児童館が近くにない子どもたちも、そういったところで遊べるような工夫を、他の児童館、10館全てで行っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 先ほど人件費と予算のことだったが、どのくらいの予算かけられるのかと、今どういう状況だと難しいのかと、建物に関してはどの程度の、今までと同じようなものは幾らかかかってきたかということも教えていただきたいと思う。

それと、今、鎌倉街道や川崎街道とか、そういうところを横断しているお子さんたちがどのぐらいいるのかということも、人数的なこと、今後調査の中でも調べていただきたいと思う。

本多子ども青少年部長 まず、横断歩道を渡られるお子さんが何人いるのかということは、私どもまだ十分把握できないので、ここは調べたいと思う。

また、児童館の建設費であるが、これまで10館建設した資料が今手元にあるが、例えば直近のところ、一番新しいのが唐木田児童館である。ここは複合施設ということなので、面積案分とかなければいけないが、全体で9億2,800万円かかっている。このうち、児童館の部分というのは、全体が2,600平米だが、児童館部分が約800平米ということで、単純に面積案分すると2億8,000万円ほどということになる。これ以外にも、人件費とかランニングコストがかかってくる。

植田児童青少年課長 人件費では、多摩市の施設白書のほうにも載せていて、例えば近くの一ノ宮児童館でいうと、平成30年度が、人件費として約4,700万円程度かかっている状況である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

では、ここで暫時休憩する。

午前10時40分 休憩

---

午前10時52分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

ただいま資料要求があった。①関戸地域の現在の児童数及び今後の児童数の予測。②児童館に通っている児童の中で、鎌倉街道、川崎街道を渡っている児童がどのぐらいいるのか。③児童館の建設費及びランニングコスト、人件費について。以上3点の資料を要求したいと思う。これにご異議あるか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご質疑なしと認める。

暫時休憩する。

午前10時53分 休憩

---

午前10時54分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

資料については、1月末までに提出をお願いしたいと思う。

暫時休憩する。

午前10時54分 休憩

---

午前10時55分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

お諮りする。本件については、先ほど述べたような3件の資料要求の上、継続審査としたいと思う。これにご異議あるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご質疑なしと認める。よって、本件は継続審査とする。

日程第2、第126号議案 多摩市立複合文化施設の指定管理者の指定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 ただいま議題となっている第126号議案については、令和3年12月、ちょうど1年後からの、多摩市立複合文化施設、パルテノン多摩について、指定管理者による管理運営を行うために、地方自治法第244条の3第6項の規定により、パルテノン多摩共同事業体を指定管理者に指定するために提案するものである。

パルテノン多摩は現在、来年12月中旬までの工期で大規模改修を進めているところだが、改修後の再開館に際しては、円滑かつ安定的に指定管理業務を遂行できる必要があることから、これまでも議会にご説明をさせていただいてきたとおり、昭和62年の開館以来、施設の管理運営を担ってきた公益財団法人多摩市文化振興財団を代表団体とし、パルテノン多摩と同種同規模の施設において一定の実績を有する民間事業者3者で構成をされたパルテノン多摩共同事業体を公募によらない形で選定した。

本件指定に当たっては、多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会において、多摩市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条



例第4条の基準に照らし審査をされ、その結果を踏まえて、同共同事業体を指定管理者候補者として選定した。

なお、指定の期間は令和3年12月14日から令和9年3月31日までである。

詳細については、宮崎文化施策担当課長から説明をする。

宮崎文化施策担当課長 それでは、詳細についてご説明する。

まず、多摩市立複合文化施設の指定管理者の指定について、経過から説明させていただきます。

平成31年1月の子ども教育常任委員会の勉強会で、パルテノン多摩のリニューアル後の管理は、多摩市立文化振興財団と民間事業者の共同事業体で担うものとした基本的な考え方を報告している。

これを前提として、まず、案件2、多摩市立複合文化施設の指定管理者の指定についての資料1ページ目をご覧ください。

パルテノン多摩共同事業体を特命団体として、本年9月16日に、多摩市立複合文化施設等指定管理者選定委員会を開催し審査を行ったところである。市としては、9月28日に報告書を受理し、翌29日に指定管理候補者として決定をした。その後、11月30日に仮契約の締結を行っている。こちらは、これまでの経過に記載されている。

そして、今後についてだが、今議会で議決が得られたら、年が明けて1月中旬に、市と共同事業体の間で基本協定を締結し、1年後の令和3年12月14日から指定管理による業務が開始されることになる。

次に、審査の内容についてご説明させていただきます。こちらは、審査結果、報告書の2ページ目になる。全体で言うと6ページ目になっている。こちらのほう、中段の中の総括というところをご覧ください。

委員会からは、基本的な管理基準を満たしていると評価をされた。一方で、大きく3点の指摘事項があった。

まず1点目、こちらは、共同事業体となった強みが十分に活かされた表現がなかったということである。2点目が、収益性や経費節減等の方策に係る具体的な提案が十分とは言えなかったということ、そして3点目が、目標数値の根拠や達成に向けた具体的施策の提示が十分ではないということである。

った。

今回、このような評価であった理由としては、まず、特命であるため、委員の方には、事務局から、候補者としての適否ではなく、課題抽出や改善点などを指摘することと説明をした。その結果、こういった評価が出てきたと考えている。また、実際に共同事業体を組んだのが今年の4月ということで、コロナ禍もあり引っ越しなどもあって、提案書を作成する時間的な制約があったところも、こういった評価になった理由と考えている。

市としても、指定管理候補者として決定した後、この委員会の評価を受けて、共同事業体に対して、実現に向けた、より具体的なものを求めている。

そこで、共同事業体からは、今後30年間継続して利用できる施設を実現するためとした追加の資料を、11月20日付で提出していただいている。

資料2、18ページ目をご覧ください。

こちらでは、中段のところ、2と記してあって、財団単独から共同事業体へとして、構成団体のそれぞれの強みに加えて、共同事業体として、組織と組織が融合し掛け合わされた際のさらなる強みについても言及している。例えば中段のところに吹き出しがあって、右側の上側の吹き出しだが、フラットステージとJTBコミュニケーションデザインの掛け合わせということで、フラットステージが大規模改修後のパルテノン多摩ならではの舞台演出事例や特性をJTBコミュニケーションデザインと共有する。そしてJTBコミュニケーションデザインがわかりやすくターゲットに向けた広報、営業を行うことで、従来の利用者層を呼び戻すだけでなく、未利用者層にも働きかけて獲得していくような取り組みが、こういった共同事業体を組むことでできていくという例示を示させていただいている。

次のページ、全体の19ページ、そちらのほうをご覧ください。

こちらが、今後30年間継続して利用できる施設になるための具体的な提案をいただいている。こちらでは、組織体制面、営業・広報方面、事業面、施設運営面の具体的な提案がなされている。例えば、営業・広報面、2つ目のところ、こちらでは、例えば自主財源を高めるための広報収入や補助金の獲得、そして貸館営業チーム設置による貸館営業の強化、またコミュニティ

センターや商店街とのネットワークの構築などが挙げられている。

また、その下の事業面のところでは、例えばだが、地域と関係性を強める取り組みとして、多摩センターにある民間企業の持つミュージアムやショールームを巡るツアーの事業の実施であるとか、JTBコミュニケーションデザインノウハウを活用し、伝統芸能や2.5次元ミュージカルなど、これまで行っていなかった事業を幅広く実施する。また、多くの人が聞きなれているポピュラーソングをベースに、クラシック音楽につなげていくような工夫をしたコンサートを行うことで、新たなクラシックファンを創造していくといったこと。また、一番下の施設運営面では、若者世代が自由にダンスや音楽を楽しめるスペースを設置すると。

このようなことで、今いろいろ申し上げたのは例示として掲載されているが、このような具体的な内容に取り組んでいくという共同事業体の意思が記載されている提案書となっている。

この資料は、市と共同事業体でやり取りをしながら、共同事業体が作成したものとなっている。この追加でいただいた提案については、選定委員会の委員の皆様にも配付をして、好印象の評価をいただいている。

説明は以上となる。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩崎委員 1つ、この間、先日、多摩市オンライン文化祭というのがあったが、そういうときは、事業体の方たちは、連携というか、あるいは市のほうから何かアクセスしたりしたのか。

宮崎文化施策担当課長 オンライン文化祭での関わりということであるが、こちらのほうでは、市内の小学校が、吹奏楽をやるというところで、そういうところのプロデュースとかお手伝いをしたりしている。

こちらのほうは、休館中業務委託という中の事業の1つということである。

岩崎委員 この事業体の方たちに多摩市を知っていただくいい機会でもあったのかと思うところだが、いろいろ多摩市を知っていただけるような機会だったのでないかと思うが、この報告書を見せていただいたが、それぞれの課題

として、やはり今ある財団と民間の共同体なんだと思うが、民間の方をもう少し生かしてほしいというのが多く書かれていたかと思うところで、要するに、市がコーチングになるのかわからないが、財団と、新しく民間の事業者を自由にやっていいと言っていくということが重要なのではないかと感じたが、今後そういうところの視点というのは、どうやって伝えていくのかをお聞きしたいと思う。

宮崎文化施策担当課長 今回の質問だが、共同事業体の中の民間事業者、うまくそれが生きるといったような取り組みというようにご質問であったかと思うが、こちらのほうは、先ほどの1つ例示で申し上げたところだが、全体の18ページのところ、別紙2というところに、それぞれの事業者の強みが書いてある。それにプラスして、共同事業体の中の構成員が掛け合わせることで、より強みが出てくると、化学変化が起きるような、そういったことが例示として出てきている。

先ほど1つ例示を申し上げたが、それ以外に、例えば野村不動産パートナーズと財団が掛け合わせることによって、例えば財団が持つ小中学校、大学との地域のネットワークと、不動産グループとして培ったまちづくりの視点をつなげた産学連携によるワークショップを行うような、またシビックプライドの醸成とつながるようなまちづくりを進める、にぎわい創出にできると。そういったものを目指していくというようなこともいろいろ考えられると考えている。

岩崎委員 もちろん、今おっしゃったようなことをやっていかれるんだろうと思うが、やはり財団がどうしても、今まで30年間ずっとつくってきているので、なかなか民間の方が、思ったとしても、あるいはやっつけこうとしたとしても、言いにくいということがないのかを懸念している。なので、この報告書の中で、民間企業のノウハウの活用を取り入れていただきたいとか、ちょこちょこっとそのようなニュアンスのことが出ているんだろうと思うが、その辺は、どんどん民間の方も対等だみたいに市が言っていないかといかないのではないかと思うが、そういうことができる立場に市はあるのか。

宮崎文化施策担当課長 おっしゃっているところについては、確かに30年間、財団のほうで運営してきた中で、そこに民間事業者3社が加わったというところの

中では、おっしゃるところもあるかと思う。ただ、先ほども説明したとおり、4月にまだ組んだばかりの共同事業体ということなので、これからやっていく中でこなれていくところもあると思う。また、これまでの関係性というところで、財団については市の外郭団体というところで、財団に対しては理事という形でも市のほうから行っているし、意見を言ったり指導する機会がある。

ただ、あまり指定管理者の中のところまで踏み込むというところは、一定の距離感も必要かと考えている。

岩崎委員

そうなると、結論として、市は、一旦お願いしてしまった以上、なかなか伝えられないかと感じるが、やはり公園もこれからPFIとなっていくところでは、やはりあその場所、もちろん利益も出さなければいけないということは重要だが、それだけではない意味で、民間がいろいろなノウハウとかアイデアをお持ちなのを、財団の発言のみに左右されるようにならないでいただきたいと強く思っている。

そこのところを、市はこれからどのように考えていくのかというのは、もう一度お聞きする。

宮崎文化施策担当課長 先ほどの答弁の中で、全く言わないと言っているわけではない。

それと、共同事業体同士の関係をフラットに保つための工夫ということで、共同事業体のほうから伺っているところの中では、運営協議会というものを共同事業体の意思決定機関として構築していくと。そして、各社代表者が出席参画する組織として、合議制の形で共同事業体として物事の決定をしていくと、そういった組織をつくっていくという話も伺っているので、そういったところに期待していきたいと考えている。

須田くらしと文化部長 ご質問者からのご指摘については、やはり民間と組んで一緒にや

ろうという新たな試みをやるわけだから、これまでのいろいろなやり方にあまりこだわり過ぎずに、いろいろな発想の元で、よりよいパルテノンにつなげていく必要があるのではないか、そういったご指摘だと受け止めている。それは、私も全くそのとおりだと思っている。やはり民間事業者と一緒にやるという中で、民間の発想も含めた、いろいろな発想あるいはノウハウ、そういうものが生かされやすいような環境、あるいはそういう関係づく

りというようなことというのは、共同事業体を組むからには、やはり非常に大切だと思う。

いずれにしても、よりよいパルテノン多摩の運営につながるためにはどうしたらいいのかというのは、これは共同事業体も市も同じ目線で、同じ目線というのか、同じ方向を目指すということになるので、そういう観点で、市としても一定の関わりを持ちながら対応していきたいと思っている。

岩崎委員 市が、特別委員会のところからずっとやってきたところで今ここまで来ているわけだが、評価のところでも、創造や発信、鑑賞型から、市民協働、社会包摂、まちづくりということも掲げてらっしゃる委員の方の意見もあったので、市はやはり、税金も使っていくわけだから、どちらかというところの方には今までやり取りしてきたかもしれないが、民間の方との関係性というのは、やはり今両方が探っている状態だと思う。ぜひ、民間の方のいろいろな知見とかノウハウとか、多分相当持ってらっしゃる方が、この共同体3社いらっしゃると思うので、あまりにも私たちが知らないことをしていっぱあるが、これは言っているのかと思っていっぱあることあるのではないかなと思うので、ぜひ平場になっていただいてやっていただきたいということは、これから長い年月の間、常にお願ひしたいというところで、よろしく願ひする。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

本間委員 2つお伺いする。まず、今の件だが、共同事業体が今年4月にできて、選定委員会の結果が出て、それを受けてという今のご説明だが、やっとな具体的なものが少し出てきてというところだが、今後、継続的にそういった、4社がしっかりと話し合う場というのが定期的に行われるのかどうか伺う。

宮崎文化施策担当課長 その4社がというところで、話し合いがというところだが、今事務所自体が一緒の中に入っているんで、当然のことながら、ほぼ毎日のようにいろいろやっている。

先ほど岩崎委員のところ、私が言い忘れたところがあるが、指定管理としては、あまり独立しているんで口出しはしづらいところがあるが、一方では今、休館中の業務委託というところで、共同事業体に対して委託先という位置づけがある。その中では、市とかなり密にいろいろな形でやり取りをし

ていて、財団ではなくて、例えば、直接JTBコミュニケーションデザイン  
といろいろ調整をしたり、フラットステージといろいろ調整をしたりと、そ  
ういったところもあるし、また、例えば工事の中でいろいろなものを決めて  
いく、指標を決めていくというところの中では、フラットステージと、野村  
不動産パートナーズだったりJTBコミュニケーションデザインが入って  
市の職員も入って、その中でいろいろ調整を進めていくことがある。

なので、日々、そういった関係性を、市の職員もそうであるし、共同事業  
体の中でもそうであるし、コミュニケーションが深まっていくというところ  
の中で、どんどん、そういった関係性がよくなっていくというような形に  
なっている。

いいじま委員長 ほかに。

本間委員 もう1点だが、4階の子育てエリアと指定管理者との関係についてお伺  
いする。

宮崎文化施策担当課長 4階の子どもエリア、子どもスペースというところであるが、指  
定管理者と市との関わりということだが、指定管理者は、施設の管理のみ  
で、運営については市が直営ということ、議会のほうからもお話があった  
ところなので、子ども家庭支援センターから委託ということで、昨年  
の12月の子ども教育常任委員会でもお知らせしていると思うが、特定非営  
利法人シーズネットワークと委託契約を結んでいて、委託期間は令和元年  
の11月1日から令和6年3月31日までという形になっている。

なので、指定管理者のほうとしては、施設の管理ということで、定期清掃  
であるとか備品が不具合があったときとか、また警備だったり、そういった  
ことを共同事業体では担う。実際の事業をやるとか、保育、育児をやると  
か一時預かりとかということについては、子ども家庭支援センターから  
の委託のシーズネットワークが担うというような役割分担となっている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 この選定委員会審査結果を受けてということからまず質問させていただ  
きたいが、まず、財団の強み、特徴ということだが、この多摩市の文化芸術、  
歴史、自然を知る専門団体でシティセールスに優れているとあるが、この専  
門団体はどのような団体なのだろうか。

宮崎文化施策担当課長 文化振興財団は、パルテノンがオープンしてから32年間担っていくというところの中で、財団の強みとしては、多摩市の文化芸術、歴史、自然を知る専門団体という形でシティセールスにも優れていると。

こちらは、これまでも新聞やメディアで特徴的な事業が掲載されてきた。元年度は新聞掲載が14件あって、今年も、学芸員の取り組み例として、ご存じかと思うが、絵本の「やとのいえ」の監修等をやっている、こちらのほうも新聞にも取り上げられている。ほかにも財団等の慈善事業については、多くのメディアで掲載されている。

市としては、専門団体として専門知識、技術を有した人材を抱え、市民、地域から頼られる団体であると受け止めている。

しらた委員 少しわかりにくい。シティセールスに優れているということは、自然を知る専門団体が、具体的ななにかをするとか、そういうことではないのか。もう少し具体的なものを何か、あるのだろうか。

宮崎文化施策担当課長 こちらについては、主に学芸員の取り組みのほうを言っているというところで、今までいろいろな企画展等もやっていて、それ以外に、その企画展に連動した書籍等も発行している。書籍についても、ちょうどココリアの4階の書店のほうでも、そういう展示等、もしくは書籍も、コーナーをつくって販売しておるが、例えば発行書籍トータルで82件、これまで発行している。歴史民族では40件、自然科学で7件、美術で12件等、全部で82件ある。特徴的なところでいうと、これまでのくらしの調査団であるというところで、地域の行事のことであるとか、航空写真で見る多摩ニュータウンであるとか、多摩ニュータウンのこれまでの歴史の、多摩市で一番、そういうところに対しての知見がある組織だと私は考えている。

それ以外に、アニメーションと多摩とか、そういった企画展もかなりの集客をいただいているというところでもあるので、こちらのほうは自信を持って言っていきたいところの1つであると考えている。

しらた委員 あとまた、このJTBコミュニケーションデザインは今までどこか実績のあるところとやられてきたのかということと、また、どのくらいの数をこなしてきたのかということはあるか。

宮崎文化施策担当課長 JTBコミュニケーションデザイン、こちらの会社については、



JTBの関連会社ということで、全国の数々のホールの管理運営をしている。全国で50前後のホールの管理運営を行っている。

1,000席以上のホールを有する文化施設として、例えば板橋区立文化会館であるとか北とぴあ、板橋区立文化会館は1,263席、北とぴあは1,300席、中野区のもみじ山文化センター、これはなかのZEROというところ、1,292席と、1,000席以上のホールを有する文化施設について、7施設の管理運営を行っている実績を持った会社と、こちらのほうでは把握をしている。

しらた委員 今度そうすると、野村不動産パートナーズに、今後大規模改修が終わってから、ここが建物の管理をということだが、大規模改修だから、元のベースというものは同じだと思う。その点について何か一工夫、二工夫、ここだからということが何かあるのだろうか。

宮崎文化施策担当課長 野村不動産パートナーズについては、こちらのほうは建物管理のほう、清掃であるとか機械警備であるとか、そういったところを担う会社であると。全国で37のホールをやっている会社であって、例えば東京だと、台東区立浅草公会堂等、あとは小金井の市民交流センター、宮地楽器ホールというところ、そういったところをこの辺ではやっている。

野村不動産パートナーズの強みであるとか工夫であるというところでは、例えば様々な施設の管理データや法改正、履行時情報を反映した管理計画の策定や、施設長寿命化策などを実施するであるとか、あと社内の専門部署のバックアップ体制があるとか、遠隔的に監視するというようなところがあると伺っている。

しらた委員 そういう具体的なのはこれからなのかと思うが、大規模改修をするまで約三十一、二年たったパルテノンであるので、ビルを管理するにおいてもそれなりにいろいろな問題点とか課題があったのかと。そういう点で、30年経った建物をどのように見てきたのか、野村不動産パートナーズが、こういう建物はこういう特徴があるとか、上に池があって、これは水漏れとかしやすくなったのかとか、そういう指摘をされたのかどうか。今後も、あれだけ大雨が降って、これからの気候非常事態宣言を出しているような状況の中、大雨がいつ降るかわからない、そういうことを含めて、今回、大規模改修を

することによって、水漏れとか完璧には直すつもりかもしれないが、やはり弱点として上に池があるというのは、土留め兼外壁みたいなどころがある建物である。その躯体に対して、管理を今後30年間、そこは裏側から、物自体は改修はできないかもしれないが、その間に何か工夫をされてきて、今回、大規模改修がされたと思うが、その辺をどのようにメンテナンスしていくのかという話し合いがあったかどうか。こうしていく、ああしていくではなくて、話し合いをしたのか、これから本当にこの30年間、どうしたらもつのかと、そういう野村不動産パートナーズのほうからは何か提案があったのかどうかということをお聞きしたい。

宮崎文化施策担当課長 提案という形ではないが、これまでハリマビシステムという会社が維持管理をやっていたところの中では、当然のことだが、これまでの課題等、しっかりハリマビシステムのほうから引き継いで、先ほども申し上げたとおり37の全国の展開しているというような会社であるので、その実績であるとか経験をしっかりそこに反映させる、そういったような取り組みをしていただけるとは伺っている。

しらた委員 このフラットステージだが、これは今まであった、今まで一緒にお仕事をされてきたところか。今回も、ここの方が一番、ここと公益財団が一番パルテノン多摩に詳しいのかと思うが、今度この4つだが、横並びなのか、公益財団が一番トップにいてピラミッドになっているのか、どのような仕組みづくりになっているのか。

宮崎文化施策担当課長 組織の体系ということである。そちらのほうは、基本的には横並びの関係性である。フラットステージについては、財団のほうと休館前からずっとパルテノンのホールの実際のステージ管理というか、そういったところをやっていた市内の企業であって、市内の公民館のほうの、例えばコンサートであるとか舞台演劇のそういった照明等をやっている会社である。

しらた委員 こうやって共同体ということであるが、共同事業体、議会でもいろいろと課題になってきた自動演奏楽器の活用方法なども、このプランに、共同企業体の中では考えていらっしゃるのかと。具体的な企画が、プランがあればお示ししていただきたいのと、また、今後この事業計画に基づいて備品の購入も行われると思う。またその内容がある程度わかっている程度であれば教えていた

だきたいのと、この備品の購入に当たって共同体との費用分担などはどのように考えていくのか。それと、この計画に対して、事業計画、来年度予算にまたどの程度加わってくるのかなど、わかる範囲でいいので教えていただきたいと思う。

宮崎文化施策担当課長 自動演奏楽器については、これまで議会のほうでもいろいろ陳情等出てきて、趣旨採択というような経過がある。その中で市のほうで説明しているのは、1つは、2階のロビーに配置するというような基本的な考え方を示していて、そこを基本として、保存と活用を両立するようなことで考えていて、どちらかというと、その共同事業体がというよりも、市の考え方の中で共同事業体にその部分についてはお伝えをして、基本的な考え方はこうで、今後は保管していく、そして保管と活用を両立するというようなことでお伝えしている。

備品については、休館中業務委託の中で備品の選定をしてほしいということをお願いをしていて、9月末の納品物の中に備品のリストという形で共同事業体のほうからは出てきている。そのまま全て、それを購入するというわけではなくて、当然その中で市としても精査をして、また共同事業体ともやり取りをして、もしくは財政部門と予算の見合いというところもある。そういったところで、やり取りをしながら、まだ精査を続けているという部分がある。まだ詳細の詰め、最終的な詰めというような形をやっているところである。

中身については、大量な備品であるので、ざっくり言うと、ジャンルという形で言うと、例えば安全保護具であるとか、いわゆる什器の机椅子、それから映像機器、演出装置、音響周辺装置、空調機器、それから計測器だったりケーブル類、それから収納の関連、照明の機材、あとは舞台備品、あとはモニター、音響機器、ロッカー収納、造作区画等、あれだけの大きさの施設なので、大量に購入するような形になる予定である。

しらた委員 そうしたものを、まだ精査中ということであるので、途中経過などをお知らせしていただきたいということと、最後になるが、全体的に横並びの共同事業体の方々に、最後だが、コロナに対しては、どのようなことを考えたかというような、コロナ対策、これから大変厳しくなると思う。まだまだ。

それに対して、事業者の皆さん方と市も含めて対策をしていく、これから市民がここを利用するという形の中で、以前のパルテノンだと、中学校の音楽発表会なども、せっかく多摩市に立派なものがあるのに、南大沢へ行って音楽発表して、ご父兄の方々も、多摩市にあるものをわざわざ使えなかったと。やはり市民の方が利用していただいて、すごいものがあるという実感もしていただくことも含めて、このコロナもあり、いろいろなこれからの対策というか課題がまだまだ見えないものがあると思うが、そういうことを、これからもまだまだ話し合っていくというか、そういう時間もあるのかということも伺いながら、よりいいものにできていくことを望んで、最後に、コロナ対策と、市民の方が活用しやすいようにしていただきたいという目標みたいなものがあるのかお聞きしたい。

宮崎文化施策担当課長 最初に、備品のことの途中経過というお話だったかと思う。

こちらのほうは、昨年の議会の中で答弁をしているというところでは、3億円前後という形で答弁していると記憶している。その中で、精査をしていって、大体1割ぐらいは削減するような形で今精査中である。また、その備品を買うに当たっても、できる限り、例えば、1つは補助金の活用、造作家具は、多摩産材を使った造作家具で補助金等を活用できればということをもくろんでいる。また、備品とは少しずれるかもしれないが、オリンピック・パラリンピックが終わった後に備品の払下げみたいなものもある。そういったものも今手を挙げて活用したいというところも考えている。

コロナの話だが、休館中ということで、先ほどおっしゃられた南大沢でという話の中では、多摩シネマフォーラムを、この間、本来パルテノンでやるべきところが、残念ながら府中のほうで開催したと、今回の多摩シネマフォーラムはかなり有名な方もいらっやっていて、オンラインで配信されたりというところで、パルテノン多摩の名前がなかなか表に出なかったのは非常に残念に私は思っている。

というところで、コロナの対策というところでは、一般質問の答弁でも市長のほうから申し上げたところだが、公共ホールの感染症対策という形で全国公立文化施設協会というところで、劇場、音楽堂等感染症基本対応チェックブックという本がある。こちらを基本に、平常時、感染拡大時、感染者

発生時のフェーズごとの対策を整理して、パルテノン多摩に対応した、チェックブックをそのまま持ってくるのではなくて、それをパルテノン多摩用に改造したものとしてマニュアルの整備の準備をしている。

中身だが、具体的な対策としては、平常時としては、感染症による公演の延期、中止の場合の契約の取り決め、それから感染症の発症者が発生した場合の連絡体制の構築など、また、感染拡大時は不特定多数が触れる場所の消毒や3密を防ぐ施設管理対策、ほか、公演に関して、公演関係者、来館者、貸館事業の主催者、それぞれに向けた対策を講じるなどの準備をマニュアルとして整備をしている。また、パルテノン多摩で感染者が発生した場合は、従業員、公演関係者、主催者のケースに応じた対応もある。

こういうことでマニュアルの整備をして、感染症が、パルテノンオープンまで1年以上あるが、まだ続いていた場合については、迅速かつ適切な対応を取っていくというような形の準備を進められると聞いている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 まず、前提として、このパルテノン多摩の改修、これまで議会でもハード面の改修についても特別委員会などをつくられて検討が進められてきた。これまで愛されてきた市民の晴れの場として、また多くの市民を包摂する施設として、この大規模改修を機に発展していくものだと期待をしているし、それを実際に運営していくのは、この指定管理者だと感じている。

今回、選定委員会の審査結果を受けてという、出させていただいて、審査委員の方からも好評だということはひとつ安心をした。

そういった中で少し確認をしておきたいと思うのが、今、収益性を上げていくということも提案されているが、収益性というところを突き詰めていくと、必ずしも市民の利用とか、例えば市民の皆さんが活用していくということ、あと市の事業、成人式も、今休館中は違う場所で行われるが、これまでずっとパルテノンで行われてきたような経過もあって、また様々なシンポジウムの場合などでも利用していくというようなこともある。そういったものをどうやって保障していくことになるのかと。収益性も高めて、運営に係る経費などを抑えていくこともあるし、これまで愛されてきた市の施設としての役割というところをどのように担保していくのか、お考えを伺い

たいと思う。

宮崎文化施策担当課長 収益性という部分と社会包摂的な部分、その両立ということだと思うが、こちらについては、所管課としての考え方という形で述べさせていただくが、基本的にはやはり、1つは収益性は大事にしていけないといけないところ、あと効率化、しっかり期待されるようなイベント、事業をやって、それに見合った料金を取って、そうしたことで収益性をしっかり上げていくというところ、それで収益性を上げた部分をしっかり逆に今度社会包摂的なところに充てていくというのが本来の形であるかと自分は思っている。なので、全て税金で賄ってというところは、考え方がずれてしまうようなところもあるので、あれだけの立派な施設であるので、素晴らしいコンサートなり演劇なりをやっていけば、それなりの金を取ることはできると思うので、そうした中でしっかり集客をして満席にして収益を上げて、それをいろいろな形で還元をしていく。社会包摂だったり、障がい者の方だったり、成人式だったり、そういったところにしっかり還元していく。そういった循環をきちんとつくっていくことが、これからのパルテノン多摩に求められている役割ではないかと私は考えている。

大くま委員 効率化をしていただいて、その収益などをまさにその社会包摂に充てていくというのは、私たちもそれをきちんと担保して進めていただきたいという立場なので、そのことは申し上げておきたい。

もう一つだけ確認をさせていただきたいのが、緊急時の利用、震災のときなどには、あそこは帰宅困難者の方にパルテノン多摩に行っていたいただいたような経過もあると思うが、そういったところの面でも、やはり市の施設としての役割として今後果たしていただかなければ、多摩センターの駅前というところではなかなかほかに場所もない部分もあるので、その点は、今どう考えているのか。

宮崎文化施策担当課長 緊急時、例えば震災があったときの帰宅困難者であるとかというところだと思うが、そういったところでは、10年前の東日本大震災のときにも活用していただいたように、その後、そういった帰宅困難者が一晩過ごせるような、そういったものを、その後、東日本大震災の後に用意していて、そういったものも、今後も、当然のことながら対応できるような施設にして

いく予定である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

山崎委員 それでは、1点だけ。

共同事業体、この4団体が、先ほど並列の立場であるとおっしゃっていたが、普通、民間の企業だと、社長みたいなリーダーシップを取るような人がいて、その人がうまく運営するように、赤字にならないようにというようなリーダーシップを発揮してうまくいくようなイメージがあるが、この共同団体には、そのようなリーダーシップを取るような立場の人はいるのか。

宮崎文化施策担当課長 リーダーシップを取るような人間ということだが、当然組織としてはフラットだが、4社の関係性はフラットだが、やはり序列がある。今の段階では、財団の館長が一番トップと、実質的なやる現場の方のトップという形になっている。その下に、JTBコミュニケーションデザインの方がナンバーツーとしているという組織の形態となっている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 駐車場のことをお聞きするが、このパルテノンの駐車場というのは、今は普通にお買物したときも駐車券が出たりすると思うが、これから先、公園の中の駐車場であると同時に、パルテノンの駐車場、そして図書館の方も使う駐車場となっていくのではないかと思うと、駐車場を利用するのは誰が利用してもいいんだと思うが、結局管理は今やっている野村不動産パートナーズになるのかわからないが、そこに属するのは変わらないのか。この駐車場管理というのは、パルテノン事業体がするという考え方か。

宮崎文化施策担当課長 多摩中央公園内の駐車場の話である。

こちらは、昨日の生活環境常任委員会のほうでもお話しさせていただいたところだが、駐車場の管理という部分では、パルテノン多摩共同事業体が指定管理者として担うということであるが、そこから、これまでと同様なのだが、休館前は財団という形だったが、そこから再委託という形で、民間の事業者運営をお願いし料金の徴収であるとか営業活動、周知のことについては、多摩センター地区の共同利用駐車場という形になっているので、そこを管理している会社のほうにお願いしているという形である。清掃だったり、そういった建物自体の管理自体は、共同事業体のほうが担うという役

割分担となっている。

もう1回整理すると、役割分担として共同事業体のほうは、駐車場の建物の維持管理、それから消防及び電気設備の管理、清掃、それから警備、駐車場の閉じたり開けたりするということ、というところで、その再委託先のところでは、利用案内であるとか問い合わせ対応、利用料金の徴収業務というところ、こちらのほうは多摩センター地区の共同事業者駐車場を担っている委託会社が請け負うというような形になっている。

岩崎委員           そうすると、今までと建てつけは変わらないが、パルテノンの建物の一部だという考え方で、こういう状況が生まれているのか。公園の駐車場であるが、建物の駐車場だと。

宮崎文化施策担当課長   2つ理由があって、1つは、建物が一体的なものであるというところで、そちらのほうで駐車場の、先ほど申した消防の設備のコントロールするところが、中央監視室というのがパルテノン多摩の事務室の隣にあって、そういった関係がある。

それから、あと指定管理という形でいくと、地域の指定管理者というのは、今の段階ではパルテノン多摩共同事業体しかないというところがある。その2つの理由から、駐車場の管理についてはパルテノン多摩共同事業体が担っているという現状である。

岩崎委員           今の状況はわかった。多摩市全体の駐車場に関して、これからいろいろ考えていく時があるかと思ったときは、この多摩センター地域の駐車場と、桜ヶ丘とかあるいはほかの陸上競技場とか、全く違った場所だが、駐車場に対してどう考えていくのかというのは、これから度々出てくるのかと思っている。なので、そういうときに、パルテノン多摩のこの駐車場も、何かのときにはそういう考え方が出てくるのではないかと思ったのでお聞きしたが、一応施設の建物の駐車場だということが制約されているというところで今すみ分けているというところだということなのでよろしいか。

宮崎文化施策担当課長   今の段階では、そういった形である。ただ、将来的には設備的な部分を、例えば別に改修をしていって、例えばこれから図書館ができたり公園を改修したりという、いろいろ動いている状況なので、今の段階ではこれがベストと考えているが、今後、いろいろ出来上がったときには、また検討す



る必要もあるかと思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 これをもって質疑を終了する。

暫時休憩する。

午前 11時57分 休憩

---

午前 11時57分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第126号議案 多摩市立複合文化施設の指定管理者の指定についてを、挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

ただいま、この126号議案において市立多摩複合文化施設の指定管理者の指定についていろいろとご質問があつて、市長部局のほうからお答えいただいたが、本件は指定管理者の指定について、指定管理者が妥当かどうかということについてここで議論するものであつて、本来内容までここで聞くところでは、必要があればそれは妥当かと思うが、あくまでも指定管理者の指定についてをここで議論する場だということはわきまえて、あとの休憩後も温水プールの指定管理者の指定についてもあるので、そのときはその点ご留意いただいて、皆さんご質問いただけたらと思う。

この際暫時休憩する。再開は午後1時とする。

午前 11時58分 休憩

---

午後 1時00分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第3、第127号議案 多摩市立温水プールの指定管理者の指定についてを議題とする。

これより、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 ただいま議題となっている第127号議案 多摩市立温水プールの指定管理者の指定について説明する。

本案は、令和3年4月からの多摩市立温水プールの管理運営について、指定管理者制度を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、二幸産業・NSPグループを指定管理者に指定するため提案するものである。

多摩市立温水プールは、平成20年度から指定管理者制度を導入し、今年度末をもって第3期5年の指定期間が終了することから、令和3年度以降も指定管理者制度を継続し、次期指定管理期間を令和3年度からの5年間とすることで準備を進めてきた。

しかしながら、昨年2月末以降、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として実施した臨時休館や利用制限、また、利用者の減少などにより、施設の収支状況等に大きな影響が生じている。

このため、数年先の管理運営の方法のあり方や、利用料金収入等の予測は非常に困難な状況となっており、今後の管理運営方法の見直し、検討が必要なことから、今回の指定期間については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とした。

今回の指定管理者制度の継続に当たっては指定期間が1年であること、新型コロナウイルス感染症対策で柔軟な対応が求められること、新たな管理運営方法を検討する必要があることなどから、当該施設を平成20年4月から指定管理者として管理運営し、施設の状況や特性を熟知している現指定管理者の二幸産業・NSPグループに特命で指定することとする。

この指定に当たっては、関係所管の部課長で構成する多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定審査会の意見を踏まえ、候補者を選定した。

また、当施設は、多摩市総合福祉センターと施設や設備を共有する一体施設であり、維持管理業務などの共通業務を一元的に行っているため、効率性及び利用者サービス向上の観点から、これまでと同様、同一の指定管理者が管理することとした。

これまでの経緯等の詳細については、森合スポーツ振興課長が説明する。  
森合スポーツ振興課長 それでは説明する。議案審査に当たって資料をつけているので、それをもとに説明する。

まず、1番の候補者の選定に至るこれまでの経過についてである。当初の予定では、今年度5年間の指定管理期間満了に伴い、改めて令和3年度から5年間の指定管理を公募により指定する予定であった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態宣言解除後の施設再開以降、利用者が大きく減っており、それに伴って利用料も大きく減収している状況であり、今後の収入状況も予測が立てづらいことや、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた、新たな管理運営方法の検討が必要である。

このことから、次期指定期間を1年間とし、新たな管理運営方法の検討・検証期間とする。

また、次期指定期間が1年間という短期間であること、さらに、今後の収支状況の予測が立てづらいことから、指定管理に向けた公募を実施したとしても、応募していただける事業者があるかどうか非常に不透明な状況である。

また、新たな管理運営方法の検討・検証には、現在の施設の状況、特性を熟知している現指定管理者へ特命することが望ましいことから、現指定管理者を特命で1年間の延長することを7月22日に決定させていただいている。

その後、特命団体、現指定管理者である二幸産業・NSPグループより提案書の提出があった。

9月には、その提案書をもとに、内部の指定管理者候補者選定審査会を開催し、次期指定管理者の候補者として決定している。

その後、所定の手続を経て、11月26日に候補者と仮協定書を締結して

いる。

続いて、2番の指定管理者候補者については、現指定管理者の二幸産業・NSPグループとなる。

3番、4番の特命理由及び指定期間については、これまでも説明させていただいているとおり、コロナ禍の影響から、新たな管理運営方法の検討・検証する期間として、1年間の特命延長による更新とする。

5番の今後のスケジュールになる。今議会で指定管理者の指定をご承認いただいた後、1月に本協定を締結し、4月からの運営に向けて準備をしていきたいと考えている。

なお、9月の内部の審査会の結果であるが、提出された提案書をもとに管理運営の基本方針、組織、事業サービス、コスト、地域貢献等を市が示した管理基準を満たしているかどうかを審査し、総合評価として3段階評価で最上位の評価となり、二幸産業・NSPグループを候補者として選定している。

特に、高く評価されたのが、事業サービス面の提案であった。これまでの指定管理者として、施設を管理してきた経験を踏まえた事業方針、利用者増策、満足度向上の提案をしているとの評価結果であった。

具体的には、アクアビクス、水中ウオーク、ウオーターフィットネスなど、初心者や高齢者にも参加しやすい水中運動系の教室を施設の利用料のみで実施している点があった。

また、地域貢献の点においても、団体の中には市内団体はいないものの、委託により多くの市内事業者の活用連携が図られている点が評価されている。

具体的には、清掃や修繕、観葉植物のレンタルなど、積極的に市内事業者に依頼していること、また、イベントの開催チラシの各戸配布等においても、障がい者団体に依頼している点が高く評価されている。

説明としては、以上となる。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

大くま委員 今回コロナ禍で状況が変わって、今後の状況を見ていくと、この1年間

という時間を使って検討していくということになると思うが、こういった要素、利用者数なのか感染症対策なのか、そういったことを入れて見直していくのかということが1点と、もう1点、今年度に関しては、想定利用者数に届かない部分など減ってしまった部分について補填をしたという経緯もあるが、来年度、この部分についてはどう考えているのかということ。

森合スポーツ振興課長 まず1点目だが、今回コロナの影響で、一番どこに大きな課題があるかというところになるが、一番大きな影響としては、収支状況に大きく影響を来しているというところになる。

今年度もその影響によって、収入減の補填額を9月議会で計上させていただいている。来年度も、通常時の約6割の利用料と想定しているのので、そういった利用実態やコストの負担軽減を見据えた新たな管理運営方法というのが、早急に検討また実施していかなければいけないのではないかと考えているところである。

大くま委員 そういった見直しをしていくということで、補填を行うかどうかということは今どう考えているか。

森合スポーツ振興課長 来年度の指定管理料についても、先ほど説明させていただいたとおり、約6割という形で利用料を想定しているのので、4割程度は補填額という形の中で指定管理料として計上させていただいているというところである。

大くま委員 指定管理料の中にも載せてあるというわけである。コロナ禍の状況ということもあり、もう1年間こういった形というのは致し方ないかなと思うが、本当にこの温水プールを生かしていけるような形で進めていただきたいと申し上げて終わる。

岩崎委員 今回は不可抗力というか、コロナのせいでもうしようもなかったのかというところで、こういうことが起こったということだと思うが、今度の1年間をオープンしてから、利用料についてはどう考えているのかをお聞きする。

森合スポーツ振興課長 利用料金については、今回若干だが、値上げというか新しい料金設定にさせていただいているところがあるので、基本的に利用料金については、来年度も今年度と同じような料金設定になろうかと思う。

ただ、かなり利用者が減っている、その分利用料も減っているという形になるので、指定管理者と連携しながら、何かより多く来ていただけるような新たな取り組みというものも必要になってくると。そういったところで、少しでも利用料金をふやしていけるような取り組みを今後考えていきたいと考えている。

岩崎委員 収入は欲しいが、たくさんは入れられないというジレンマがあるかと思うが、収支の点では、例えば1日の時間を延ばすと、それだけやはりランニングコストがかかっていくということはあるのか。

森合スポーツ振興課長 温水プールについては、ライフセーバーというか監視員が多く張りついているという状況があるので、その分、営業時間を長くすれば長くするほど人件費、あるいは光熱水費というものはもちろん費用としては大きくなっていくところがある。

岩崎委員 温水プールは陳情も出たぐらい市民から愛されている施設だと認識しているので、今回このやり方で1年間、コロナの状況も見つつ、そして今までやってきてくださったこの事業者との関係を保ちつつというのは、一定の理解をできるところだが、市としてもまたいろいろな考え方で考えていただくことも望んでいる。よろしく願います。

しらた委員 コロナ禍において感染拡大を踏まえた新たな管理運営。その管理運営方法の検討・検証とあるが、コロナ禍でもプールの活用ができるとか、何か具体的な案というのは提案されているのか。

森合スポーツ振興課長 具体的に今どういうものがあるかといったところについては、これから指定管理者と連携しながら、より安全に安心に使っていただけるような取り組みについては考えていきたいと考えている。

ただ、来年1年間、新たな管理運営方法として、現在、本常任委員会のこの後の協議会にもご報告させていただきたいと思っているが、幾つか新たな管理運営方法について今検討しているものがあるので、改めてご報告をさせていただければと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第127号議案 多摩市立温水プールの指定管理者の指定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第136号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 それでは、第136号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明する。

本件については、令和2年4月から6月にかけて、認可保育所に通う保護者に対して、保育園への登園の自粛の要請を行った。

それに伴って、その期間における一時的保育事業、これは保護者が就労などにより、家庭での保育が一時的に困難となった場合などに利用するサービスである。それと定期利用保育事業、こちらは保育所の入所が待機になったお子さんが複数月保育を利用するサービスになる。それらの利用者についても登園自粛の影響から、利用者が大幅に減少したという状況になった。この事業については、各事業の利用人数の実績に応じて、市や東京都から補助金が支給される仕組みとなっている。

そのため、事業者の負担が増した4月から6月の間の保育園側の負担を軽減するための必要な条例改正を行うものである。

詳細については、松崎子育て支援課長のほうからご説明させていただく。

松崎子育て支援課長 それでは、本件の説明をさせていただく。皆様の資料として、掲載させていただいた案件4の資料をご確認いただければと思う。そちらに今回の改正に当たって、補助金の仕組みがどういうふうになっているのかということ、イメージ図を作らせていただいているところである。

今回先ほど運営費の部分が、登園自粛要請に伴って4月、5月、6月減少

しているという状況になるが、そちらを図で表させていただいた。

こちらの通常時はAと示している市の補助、Bの都のサービス推進、Cの利用料という3つで構成されているものになる。こちらが登園自粛によって、自粛時のほうをご覧くださいと、それぞれ縮小したという形になる。

今回補填として条例の改正を目指しているところは、破線部分のAの箇所になる。市の補助については、前年度実績等をみなし適用させていただいて、それに伴って補助を行っていききたいという改正の趣旨になる。

4月、5月、6月、利用実態がどうであったかというところだが、5月が一番利用が下がって、前年度対比して9割減ということで、1割の利用状況という状況であった。4月、5月、6月平均して、約7割の利用減という形になったところである。

そのため今回条例改正を行って、Aの破線の部分のところ、前年度実績等をみなし適用させていただいて、補助を実施させていただければというところで、条例の改正を上げさせていただいているところである。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

大くま委員 それでは、幾つかお聞きする。この補助金の仕組みなのだが、今年度限りのものになるのかどうか。

松崎子育て支援課長 今回の条例改正については、このたびの4月から6月の登園自粛要請期間のための部分的な適用ということで考えている。

大くま委員 まだまだコロナが終息したとは言い切れない状況の中で、今、本当に年末において大変な状況は続いているが、今後同様の事態が起きれば、また、同じように条例改正をして対応するというおつもりなのか。もう一ついただいた資料の中では、A、B、Cという形で、市の補助、都のサービス推進費、利用料というのがある。

市の部分については、みなし適用するということが明確になっているが、Bの都のサービス推進費の部分が、同じような形でみなし適用となるのかどうか、今、どういった連絡があるのか。こういった形でCの利用料は7割減になっている。それで運営費を賄うことができるのか、それで大丈夫かどうか、市のお考えを伺いたいと。



松崎子育て支援課長 まず1点目、また同様なことが起きたらというところであるが、今回、コロナ禍に対応する緊急対応ということで、初めての登園自粛要請ということをおかけさせていただいた。この先、同様なことが起きてほしくないと思うところであるが、また、同様な状況になったら、やはりそのときの利用実態を精査した上で、同じような対応になるようなこともあるやと思っている。

あと2点目の、Bのサービス推進費であるが、認可保育所においては、東京都に直接申請をして、東京都の補助を受けるという仕組みになっているが、市の今回適用するとみなした条件を、保育所のほうが付して都に申請するという形になって、市の今回の対応を受けた上での東京都の補助を受けるという形で、やや仕組みが連動するという状況になっている。

Cの利用料に関しては、施設側には非常に恐縮のところではあるが、この部分については、今回一時保育の利用に関しては、補填という考えは持っていないところであるが、この辺りは園長会とも協議をさせていただいて、ご理解を得ているところではある。ただ、定期利用保育に関しては、本来、月で利用契約を結んでいるというところであって、定期利用保育については、月契約という考え方において、登園自粛によって、利用者の方から利用料を得ることができなかった部分に関しては、市のほうで補助を行うという状況になっている。

大くま委員 この仕組みとしては、利用決定など市のほうで把握している情報がなければ都のほうにはわからない部分もあるということで、こういった仕組みになっているのだということは理解するが、東京都のことなので、なかなか言いづらいこと、わからないところがあるかもしれないが、市としてはみなし適用するという形で、東京都にも最低限その部分は保障してもらえような仕組みになっているのか。また、都がどういう形でそれを補填するのかということをお聞きしたかったということだった。

利用料の部分などの減収分については、園長会と協議してご理解いただいているということなので、その点については安心をした。

岩崎委員 1つ確認だが、4月から6月という3か月間だと思うが、その後の減り具合というのは大分落ち着いているということか。

松崎子育て支援課長 登園自粛解除後ということで、7月以降とこれまでの利用状況であるが、一時保育については、階段式に徐々に伸びてきているというところで、現在利用状況が前年度比7割分まで伸びているような状況である。定期利用保育についても同様で、4月、5月、6月の利用料、利用状況が大きく下がったが、現在8割まで利用状況が戻ってきているということで、今後通常に戻ってくるのではないかと考えている。

岩崎委員 　ただ、階段式ということだと条例を改正して、またある期間が終わったらそれは改正がなくなるというか、戻らと思うが、この3か月だけでならして、それでよいのかというところは、このような制度の中で6月まででなければだめだったのか、あるいは7月、8月ぐらいまでの5か月ということではできたのかお聞きする。

松崎子育て支援課長 　今回3か月間、4月、5月、6月としたところであるが、市のほうで登園自粛要請をかけて、行動の抑制をしたというところで、その部分は補助していくという考えに立っている。

　それ以降の7月以降であるが、コロナ禍において、皆様の行動がどう変わってきているのか、なかなか分析が難しいところではあるが、生活様式が変わってニーズも変わってきているという背景も踏まえると、どこまで市で判断して補助していくのかという難しいところもあったので、まずは私もが自粛要請をかけた部分は責任を持って対応していきたいというところで、今回3か月間とさせていただいている。

本多子ども青少年部長 　補足の説明をさせていただけたらと思う。

　多摩市の私立保育園の園長会のほうから、10月に要望書というのをいただいで、その中で今回の一時的保育事業と定期利用保育事業について、今ご説明あったように自粛期間の登園児の数が減少したということで、その期間におけるみなし実績で、補助金を支給というようなご要望をいただいでいるので、ある程度の園長会のご意向に沿った形に見直しをしたかとは認識している。

いいじま委員長 　ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

いいじま委員長 　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第136号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第137号議案 多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 それでは、第137号議案 多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をする。

この学童クラブについては、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づいて、放課後児童健全育成事業として実施しているところである。

この事業について、令和3年度に新たに東寺方小学童クラブ第三を開所することに伴って、多摩市学童クラブ条例の別表にある名称と、1に新たに、この東寺方小学童クラブ第三を追加するものである。

説明については、以上である。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第137号議案 多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午後 1時29分 休憩

---

午後 1時32分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第6、第146号議案 多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより、市側の説明を求める。なお、本件に関する案件として協議会20番、多摩中央公園改修整備・運営事業（P-PFI）の公募についてがあるので、合わせて報告をお願いしたいと思う。それでは、市側の説明をお願いします。

鈴木教育部長 よろしく願います。第146号議案 多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご審議をお願いします。

古民家の管理運営は、教育委員会の直営による運営としてこれまで行ってきたが、多摩中央公園の改修工事に伴って、パークPFI制度と合わせて指定管理者制度を導入するに当たり、旧富澤家住宅についても指定管理を導入した管理を行うため、古民家の管理運営に関する条例のうち、該当部分の条文を改正する提案をさせていただいたものである。

また、ただいま委員長からあった本日の協議会案件20番、多摩中央公園改修整備・運営事業（P-PFI）の公募について、内容が関連していることから、まずパークPFIの公募について、公園緑地課長のほうから説明をさせていただいた後、文化財担当課長より、条例の内容についてご説明申し上げます。

長谷川公園緑地課長 それでは、多摩中央公園のパークPFI制度の公募についてというところで、公園緑地課の私からご説明申し上げます。

それでは、資料をご覧くださいければと思う。

パークPFI制度の導入に向けては、来年度令和3年1月の公募開始に向けて現在準備を進めているところである。それに当たって10月に公募資料の案を公表して、事業者の反応等も出てきているので、まずはその辺の

ご報告をさせていただく。

1 番、公募資料（案）の公表の状況である。10月12日に案を公表させていただいて、(3)に記載のとおり詳細資料の請求が8社からあり、また、個別対話の参加が10社からあった。

これを踏まえて2番のところである。事業範囲と内容（対象施設等）のところである。事業者等の意見も伺う中で、新型コロナウイルス感染症の影響や、公募参加をより一層促すために、公募条件を一部変更することとした。それが表の記載の5項目になる。上から順に、まずは案内や窓口の業務等を行うパークセンターを公園に設置することとする。

また、2段目の旧富澤家については、火気の使用等の条件が希望ある場合は、関係の建築事務所等の関係官庁との協議を行っていただくこととする。

3番目のパルテノン多摩4階、5階のカフェとレストランの部分については、任意提案を求めて、やりたいというところがあれば、こちらも含めてやっていただくというところでは思っている。

4番目のグリーンライブセンターについては、当初パークPFIの対象である特定公園施設というところを含めて検討していたが、事業者の意向もある中でなかなか難しいというところがあった。また、社会資本整備総合交付金の国費の対象にもならないということが判明して、特定公園施設から除外し、別契約とするが、同一事業者がスケールメリットを生かして実施していくというところを進めてまいりたいと思っている。

最後に5点目の民間収益施設であるが、コロナの影響で、事業者のほうが大変厳しい状況になっているということ、サウンディング調査からも伺っていて、事業化が安定するまでの間、例えば使用料の減免等を可能にしていく仕組みと考えていきたいと思っている。

次のページをお開きいただければと思う。上の図のほうは、これまでの内容を図示したものなので省略させていただく。

今後のスケジュールのところである。現在12月の段階であるが、今、選定委員会を既に開催していて、選定基準案の検討を行っているところである。こちらのほうを年内に決定して、来年年明け1月14日に公募開始を予定している。

その後7月中旬から下旬には候補者を選定していきたいと考えている。  
その後、12月の市議会定例会で指定管理者の決定、その後、工事含めて供  
用開始というスケジュールで進めていきたいと思っている。

説明は以上になる。

藤田文化財担当課長 案件6、多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条  
例の制定についてである。委員会資料の案件6、多摩市古民家の管理運営に  
関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご覧いただきたい。

まず、1、議案案件の内容であるが、多摩中央公園の改修とその後の管理  
運営手法について、庁内内部で調査検討を行った結果、公園管理の手法とし  
て、改修工事を含めた管理運営に関してパークPFI制度と呼ばれる公募  
型設置管理許可制度を導入することに最適と確認され、合わせて指定管理  
者を導入することとした。

これにより民間の持つノウハウを取り入れ、活用の自由度を拡大するこ  
とで、公園の魅力向上によるにぎわい創出を図ることとなった。

また、これに併せて、中央公園内の富澤家住宅についても、同様に指定管  
理者制度を導入して、公園と一体的な活用の可能性を図ることとして、古民  
家の管理運営に関する条例のうち、旧富澤家住宅に関する部分、指定管理者  
が管理運営を行うための内容を盛り込んだ改正を行うものである。

次に、2の主な改正点であるが、大きく4点ある。

(1) 指定管理者の業務に関する事項、(2) 指定管理者の管理に関する  
事項、(3) 使用料金に関する事項、(4) 休館日に関する事項となっている。  
それぞれの条文については、後ほど新旧対照表によりご説明申し上げます。

3、旧富澤家住宅であるが、現在の管理運営については、こちらの表にお  
示ししたとおりである。延べ床面積は施設候補者のところでお示ししたと  
おりである。見学ができる母屋部分のほか、管理棟と入口門の合計となっ  
ているところである。

次に、4、業務内容をご覧いただきたい。管理運営主体は業務委託による  
直営となっており、業務内容については、現在行っている業務はこの表の既  
存業務のところにお示しした施設管理、見学者対応、展示補助、施設内部の  
清掃警備や保守点検、また、団体利用や見学などへの使用許可といった業務

となっており、指定管理者の導入後は、利用促進を目的とした野点などの茶菓の提供や展示会などの新規業務を提案により、担っていただくことなどを想定している。

次のページである。5、指定期間をご覧いただきたい。11月12日の勉強会では、令和6年7月からとご報告させていただいたが、その後、図書館本館の建設工期の見直し等により、現在は令和7年1月以降という形で、現在調整を進めているところである。また、これに伴って、指定期間の終了時期も現在調整を進めているところである。

次に、6のこれまでの経過のところをご覧いただきたい。7月21日の庁内会議において、指定管理者制度導入について協議を行い、8月4日に決定した。8月27日と9月29日の庁内での会議では、指定管理者の公募条件についての協議を行った。その後11月9日に、教育委員会にて条例の改正案について審議決定を行い、12日の本常任委員会勉強会にてご報告させていただいた。また、その後、文化財保護審議会、学びあい育ちあい審議会で、それぞれ改正案について報告を行ってきたところである。

それでは、ファイルが変わるが、第4回定例会の市長提出議案の第4回多摩市議会定例会議案の55ページのところをご覧いただけるか。

今回改正する条文については、第4条、第5条第2項、第6条、第8条第3項、第10条、第14条、第15条のほか、別表2、別表3というところである。また、条例改正に当たり指定管理者の管理に関する事項として、第14条、また、利用料金の取扱いに関して、第15条を新たに設けた。

それでは、本会議の市長提出議案の新旧対照表をご覧いただけるだろうか。先ほど説明申し上げた、第14条に関連して改正した条文は第4条のところ、休館日及び開館時間。第5条第2号第2項、施設使用の手続。

第6条の使用できない日及び使用時間、第8条の使用料、第10条の設備の変更禁止及び別表2のうち旧富澤家建物の休館日のところ、また、別表3について改正をしたところである。

第4条の休館日及び開館時間では、休館日と開館時間について、それぞれ変更や臨時に休館日を設ける際には、教育委員会の承認のもと、指定管理者が必要により設定できるようにとしたものである。

第5条の施設の使用の手続は、第2項で指定管理者が施設管理をする場合、団体利用の許可について担うことができるとしたものである。

第6条の使用できない日及び使用時間は、第4条と同様に指定管理者が教育委員会の承認をもとに使用できない日及び使用時間について変更設定ができるとするものである。

第10条の施設の変更禁止は第4条と同様に指定管理者が教育委員会の承認をもとに変更できるとするものである。

次に59ページをご覧いただきたい。別表第2、旧富澤家（建物）の2の休館日の決定について、指定管理者が教育委員会の承認を得ることを示すとともに、次項にも引用するためここに括弧書きで入れたものである。

第15条に関連して改正した条文は、第8条第3号の使用料の返還と、別表第3を改正した。

第8条第3項の使用料は、第15条第6項に合わせて追加したものである。

別表3は、第15条に関連してくるため、第15条という文言を加えたものである。

説明は以上である。よろしくご審議賜るようお願い申し上げます。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

大くま委員 何点か確認をさせていただきたいと思う。

この旧富澤家では、これまで教育委員会の場として様々な文化事業が行われてきた背景があるが、そういったものは今後も継続性を持って担保されていくのかどうか、市の考えを伺う。

藤田文化財担当課長 現在も教育委員会が主催する事業を行っているが、今後も引き続き指定管理者と協議を行いながら、スケジュールをしっかりと確保しながら、教育委員会の行う事業は継続して行ってまいりたいと考えている。

大くま委員 そういった点はきちんと担保しながら進めていただきたいということをお願いする。

あと委員長、申しわけない、今、合わせて説明いただいたその協議会の部分の質疑もここで行うことになるのか。



いいじま委員長 では、協議会20についての質問もこちらでお願いします。

大くま委員 それでは、パークPFI関連のほうで少し質疑を交わしたいと思う。

今、コロナの状況でカフェやレストランという部分が任意のものに変わるということがあったが、一体で提案されてくればそういった形になるのかもしれないが、もしそれが外れて提案されてきた場合は、今、その部分が空いてしまうということになると思う。そこはどのように考えているのか。

長谷川公園緑地課長 協議会の資料のちょうどパルテノン多摩の4階カフェ、5階レストラン部分のところの質問かなと思う。こちらに記載のとおり任意提案で求めて、提案がなかった場合については、市が単独で再公募したいと考えている。

大くま委員 個別にその空いた場所、レストランやカフェの部分をやめる可能性があるということでもわかった。

あとこのパークPFI、所管から少し外れてくる部分もあるので簡単にとどめるが、今いろいろなところで行われている、例え渋谷区のミヤシタパークなどではショッピングモールの屋上が公園になるということがあったと思うが、多摩市ではどういった形のを、あれを全部建物にして屋上をとるところまではないと思うが、どのように想定しているのかお聞きしたい。

長谷川公園緑地課長 パークPFI制度のほうは、平成29年度の都市公園法改正により出てきたまだ若い制度だが、そういった意味で事例もまだ少ないような状況であるが、ちょうど昨年度あたりから取り入れる自治体が多く出ているところである。

概して見ると収益施設、レストラン、カフェが大半で、中にはアスレチック的な遊び場でやっているようなところも、状況としては見受けられた。今までサウンディング調査とかを行ってきた中では、やはりカフェ、レストランという想定が多かったように思う。いずれにせよ今後募集を受けた中で、どれが一番ふさわしいかということも含めて、審査をして決定していきたいと思っている。

大くま委員 もちろんこれから提案ということなので具体的なところはこれからとい

うことだと思うが、1つ意見を申し上げておきたいと思うが、先ほどのミヤシタパークなどでは、一定の人をそこから排除するような動きもあって問題にもなっている。公園という公共の広場としての役割をしっかりと担保していかなければいけないと。パークPFIにおいてはそういった公共性、公園としての機能をどう両立させていくのかというところが課題だと私は思っているが、その点の市の認識を確認させていただいて終わりたい。

長谷川公園緑地課長 宮下公園の利用者を排除されているという感じで、ちょっと詳しく事情を知らないで恐縮であるが、公園ということは公共のオープンスペースであるということが大前提であるので、当然そのようなことがないように、しっかりと審査もしつつ、その後の指定管理に移っていくが、そこもしっかり市と連携しながらやっていきたいと思う。

しらた委員 指定期間なのだが、17年と3か月ということであるが、なぜこれだけ長いのか、何か理由があるのか。

長谷川公園緑地課長 今回旧富澤家も含めて、パークPFI制度で実施するわけだが、このパークPFI制度、簡単に言うと事業者が収益施設を建てて、その収益をもって公園、旧富澤家も含めて整備するという仕組みになっている。

なので、収益施設を建てたらできるだけ長くそこに設置しておいてもらって、最初の投資を回収していくことが必要であるということで、法律の制度上は20年間の設置管理許可を規定しているような制度である。

そうした中で今回、公園、旧富澤家も含めて、改修については全面閉鎖をしないで、部分閉鎖をしながら開園できるところは一部先行して開園してもらいたい。これはパルテノン多摩が先にリニューアルオープンする関係もあって、それ以外の公園が使えないということになるべくしないようにというところでは思っている。

そうしたところの関係性を踏まえて、今のところ17年数か月という予定をしているところである。

しらた委員 収益施設を建てるということなのだが、何か新たに建てるのではなく、今ある旧富澤家を使わないといけないのではないか。

鈴木教育部長 旧富澤家について、例えば今回指定管理者が決まったときに、何か改築してとかそういうことではない。11月にもお話しさせていただいたが、今

長谷川公園緑地課長のほうからあったが、公園施設、例えば児童等が遊ぶような遊具やベンチのリニューアル、一定程度、事業者が投資したものを回収してもらわないと、民間は手が挙がらないので、回収期間を見込んで17年ということである。ちなみに今ある古民家については、基本現状の形を維持しつつ、経年劣化等で手を加える必要があったときには、先ほど文化財担当課長からあったように、教育委員会に協議があって、文化財の価値が維持できると判断すれば許可する可能性はあるが、ここで何か手を加えるというものでない。

しらた委員        ということはパークPFIだから、古民家だけではなくほかの施設を何か造るということで、17年という回収期間としているという理解でよろしいか。

鈴木教育部長     委員のおっしゃるとおりである。古民家だけで17年という意味ではなくて、公園全体を指定管理に出すので、古民家だけであつたら、もしかしたら4年や5年でも全然問題ないのかもしれない。ただ、公園全体で古民家も含んであそこのエリアを出すので、17年1か月という形になる。

しらた委員        あとグリーンライブセンターはスケールメリットということで、市側から提案するという事はひっくるめて、指定管理とすると思うが、ただ、ここは建物の改修は、指定管理者がやるということなのか。

長谷川公園緑地課長   グリーンライブセンターについては、当初グリーンライブセンターもひっくるめてパークPFIでやろうという検討をしていたが、先ほどご説明させていただいたとおり、国費の対象にならないといったところと、あと事業者さんがやはりこの建物改修まで担うのは、事業計画上厳しいというお声が多くあった。そうした中で、パークPFIとは別契約にするが、一緒に発注することでスケールメリットを目指すというところと、あとの後の運営については、これまでどおり3者連携でそこは続けていくというところを予定している。

しらた委員        別発注ということは、グリーンライブセンターだけは市が改修をすると。その見立てや見積り、今後どういう使い方をするかはパークPFIで、建物はそのパークPFIの管理者がこういうものを建ててくれといったら、今度は市が建てるということなのか。

長谷川公園緑地課長 形の上はパーク P F I から切り離すので、市から発注という形になるが、今回のパーク P F I の公園改修と一緒に、ある程度の要求水準はこちらで示すが、場合によっては自発的な提案も含めながら改修をいただくのかと思っている。その事業費のほうはこちらからお支払いするというところで予定している。

しらた委員 事業費は市側からだったと、そこで入札とかしてグリーンライブセンターの改修をするのか、もうそのままスケールメリットで、指定管理を受けたところが請求書だけ多摩市に出すという形を取るのか。

長谷川公園緑地課長 説明が足りず申しわけない。後者のスケールメリットを生かして、発注としてはパーク P F I と合わせて発注をさせていただく予定である。

しらた委員 だから、発注をパーク P F I にかけて、パーク P F I のこの指定管理者は、そこに関しては市が全てお金を出すということ、建物の改修はお金を請求された分だけ市が出すということなのか。

長谷川公園緑地課長 基本精査した中で十分検討してやっていくが、現在予定しているところでは、パーク P F I の中には入れられないが、工事の発注としては中央公園と合わせて一体で行うということで、スケールメリットを生かして、改修工事を行っていただくという考えでいる。

鈴木教育部長 委員がお聞きになりたいところは、指定管理者、決まったところが公園の改修に着手するとき、そこを今、長谷川公園緑地課長のほうが指し示していると思うが、確定的なことは現時点で申し上げられないが、現時点での市の考えとしては、指定管理を受けたところが公園全体の改修をするときに、その発注事業者と一緒にグリーンライブセンターの改修をしていただいたほうがスケールメリット、工事の囲いや養生のいろいろな事務経費が浮くのではないか。そういうことも考えて特命を想定をしているが、それはより精査をした上で、契約をしていくことになるということをお伝えしたかったということである。

しらた委員 曖昧になってはいけないと思う。そこはきちんとしておかないと、こちらではパーク P F I の中でやるかもしれないが、そこはお金が別ということである。きっちりとそこら辺は市民の方たちや私たちにも示していただけるように、はっきりしていただきたいと思う。お願いする。

いいじま委員長 現在、協議会20番についても質疑いただいているが、協議会20番については、昨日の生活環境常任委員会でもご報告があった。ということで、この場での質疑は、子ども教育常任委員会の所管事項の範囲内にとどめていただくようお願いをしたいと思う。

それでは、ほかに質疑はないか。

岩崎委員 1つ、この旧富澤家が歴史的文化財であるということは、公園緑地課さんのこの公募ですごく反響が8社とか10社とかあったわけだが、きちんとお伝えはされているのかを確認したい。

長谷川公園緑地課長 もちろんきちんとお伝えはしている。これまでのサウンディング調査からも何かしらここを生かして、事業展開を検討したいというところも半数ぐらいは出ているので、そこは十分に伝わった中で、今後応募していただけるのかと思う。

岩崎委員 それはもちろんそうだと思うが、この旧富澤家が教育部の所管というか、教育委員会の持ち物と言ったら変だが、市民のものだが、教育委員会が常に関わっていく形に今後もなるのかだけお聞きする。

藤田文化財担当課長 今回の条例改正の肝もまさにそこであって、指定管理者が何事も勝手に決められることではなくて、教育委員会の承認なので教育委員会、また、その下にある文化財保護審議会の意見をきちんと聞いて、その辺の意見をいただきながら、指定管理者と協議して、管理を進めていくということになっていく。

岩崎委員 ぜひそこが公園の中にあるものではあるが、そして、よい活用の仕方をするというので、今まで教育委員会も生け花とかやっていたらいいと思うが、発展する中でもやはり文化施設なのだということを常々考えていきながらやっていただきたいというところをお願いする。

長谷川公園緑地課長 補足で先ほどの私の答弁のほうを修正させていただきたいが、事業者にはきちんと文化財的施設であるということは十分伝えている。その上で、母屋もそういう歴史的背景がある中で、そのままの形を基本的に活用しながらというところは十分に伝えているので、その辺もご了承いただけたらと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第146号議案 多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第7、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。ここで協議会に切り替える。

午後 2時03分 休憩

---

(協 議 会)

いいじま委員長 それでは、協議会1番、旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況と今後の予定についてと、2番、第4次多摩市生涯学習推進計画策定の進捗状況について市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、改めてよろしく願います。

協議会の1件目である。旧北貝取小学校跡地施設整備事業の進捗状況と今後の予定についてである。本件については9月の議会で、市民活動交流センター条例及び多摩ふるさと資料館条例の両条例をお認めいただいたが、その後の進捗状況と、今後の予定についてご説明するものである。なお、本件については今議会の最終日12月21日に、本体工事の契約議案を上程するので、併せてよろしく願ひ申し上げる。

それから協議会の2件目、第4次多摩市生涯学習推進計画策定の進捗状況についてであるが、これについては昨年度から本年度にかけて、策定を進

めている本計画について、その進捗状況をご説明するものである。

この1件目、2件目については、詳細を古谷文化・生涯学習推進課長から説明する。

古谷文化・生涯学習推進課長 それでは、お手元の協議会資料の1、旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況と今後の予定について、ご説明をさせていただきます。前回9月15日の子ども教育常任委員会では、市民活動交流センターの条例と多摩ふるさと資料館の条例の議決をお認めいただいた。また、工事予算を9月の補正予算で上程させていただき、そちらの予算もお認めをいただいたところである。

まず、ハード面とソフト面の2点にわたって、その後の進捗状況をご報告する。項番の1の進捗状況の(1)整備工事である。こちらについては、先ほどくらしと文化部長からご説明をさせていただいたとおり、最終日の12月21日に建築工事の契約議案の上程をさせていただきます。

続いて、ソフト面のところである。本施設については、旧北貝取小学校に市民活動交流センターと多摩ふるさと資料館の2つの施設の整備をしていく。この2つの施設の維持管理、そして、市民活動交流センターの事業運営をしていただく指定管理者の指定をするために、現在、候補者について12月末までを目途に、選定の審査をしているところである。

これまでの経緯は、その下に書かせていただいているとおりである。10月1日に条例が公布された後、10月5日から指定管理候補者の公募の開始をさせていただいた。公募に関しては施設の説明会と施設見学をしていただくことを申請の条件とさせていただいている。10月14日から16日にかけて行った施設の説明会と見学会には10社の事業者の方にご参加をいただいた。そのうちご申請は、26日から30日の公募の受付の間に、2団体からいただいたところである。

この2団体の申請について、指定管理者候補者として11月6日から12月8日にかけて、指定管理者候補者選定委員会を3回開催をさせていただいたところである。

今後の予定としては、12月の末までの間に予定候補者の選定を行い、選定の結果を申請団体にお送りさせていただきます。その中から、指定管理予定候

補者の上位から市と予定候補者とで協議と合意をいただいた後、候補者の選定をし、12月の末までに、指定管理候補者を決定していきたいと考えている。

その後、1月からは改修の工事、工事期間は来年、再来年の1月末までを予定をしている。

次は、3月の議会の際には、指定管理者の指定議案の上程をしていきたいと思うので、その間の1月から2月にかけて、議会への情報提供をしていきたいと思っている。2月に仮協定の締結を行い、3月の指定管理者指定議案の上程の後、議案のお認めがいただけたら、4月から6月の間に、指定管理者となった事業団体と本協定の締結をし、7月から指定管理者業務を開始をしていただくということで、開館前の準備をしていただきたいと考えている。

予定としては、再来年の4月に、旧北貝取小学校跡地施設に、市民活動交流センターと多摩ふるさと資料館の2つの施設の開館をしていきたいと考えている。

続いて、協議会案件の2、第4次多摩生涯学習推進計画策定の進捗の状況についてである。資料としては、資料1と素案の資料2があるが、本日は資料1に基づいて、ご説明のほうをさせていただきたいと思う。協議会資料1をご覧ください。

現在策定を進めている第4次多摩市生涯学習推進計画は昨年度から着手をして、今年度中に完成をさせられるように進めているところである。

経緯をご覧ください。昨年5月に策定に着手をしていて、今年の3月に骨子案の決定をしたところである。本来であれば、今年の10月に策定が完了する予定であったが、一旦半年間の延期をさせていただきたいということで、7月から策定の骨子から今度は素案の部分の検討していたところである。7月から8月にかけて、専門委員会と策定委員会で素案の検討をしてきたその経過については、9月15日の子ども教育常任委員会でもご報告をさせていただいたところである。

10月に生涯学習推進本部の中でその素案の決定を行い、11月から12月2日までパブリックコメントの実施をしたところである。主な素案



の検討内容、2の(1)と(2)の部分については、既に9月15日の子ども教育常任委員会でご報告をさせていただいたとおりであるので、ここで説明は割愛をさせていただいたが、工夫をした点として、後ほど素案の目次のところをご覧いただければと思うが、学習の主体者である市民にわかりやすく伝えられる工夫として、コラムを設けたり、図を示したりというような形の工夫、肉づけをしてきたところである。

9月のときにはまだ決定をしていなかった(3)の成果目標と(4)の計画の進行管理について、少し詳しくご説明をさせていただく。

まず、(3)の成果目標のところである。表をご覧いただきたい。右側に第3次のときの成果目標の設定が書いている。第3次のときは、目指す方向3つについて、目標値の設定をしていた。

ただ、これについて課題があった。右下のところをご覧いただきたい。目指す方向ごとの3つの成果目標では、目標として捉える範囲が広過ぎて、各個別施策の進捗状況や市民ニーズと成果の達成度の比較評価が困難であるという課題があった。この点について、第4次については見直しを行い、1つ下にブレークダウンをして、11の推進項目ごとに成果目標の設定をしていくということにしたところである。

また、成果目標の設定の際は現状値のみを記載し、その全体の向上を図るということにさせていただくこととした。

これらの今後の計画の進捗を的確に図ることについては、2ページ目をご覧いただきたい。計画の進行管理である。

今申し上げた11の推進項目ごとの成果目標については、毎年度その下にひもづけられる個別施策の事業例の進捗実施状況を毎年度、推進本部会議等で、確認をしていきたいと思っている。そしてまたこの成果目標は、主に世論調査の中での項目を引用しているので、世論調査を2年ごとに行っているが、この推進項目ごとの成果目標の向上が図られたかどうかは、2年ごとに確認をしていきたいと思っている。

これらの総合的な評価や改善に向けた協議を行うために、市長を本部長とする生涯学習推進本部会議を毎年度開催するとともに、定期的に第三者的な評価ということで学識者を招き、個別施策の進捗実施状況と成果目標

の現状値等からご意見をいただき、評価をしていきたいと考えている。

また、個別具体の事業の進捗については、関係課長で組織をした専門委員会において、具体的な施策の協議、調整を行い、この計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えている。また、10年間の計画ということなので、中間年の5年をめどに中間見直しを行っていききたいと考えている。

今後のスケジュールについては、下に書かせていただいたとおりである。

以上、ご説明させていただく。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 今ご説明いただいた生涯学習推進本部だが、今コロナ禍によるものだけではないと思うが、学生さんが、大学を諦めなければいけないとかいろいろ事情があるというところもこれから出てくると思う。そのような意味では、リカレント教育だったり学び直しというのが、生涯学習というとかく年齢の上の方という考え方も出てきそうだが、そうではなく若い方にもいつでも学べるという機会があるのだという形で推進していくことが重要だという認識を持っていただきたいが、その辺のところをお聞きする。

古谷文化・生涯学習推進課長 素案のほうにも施策の体系のところを書かせていただいているが、今、委員からご指摘いただいた、いつでも誰もが学ぶことができる環境づくりということは非常に大事だと考えている。そうした中では、リカレント教育の視点も外せないと考えている。

誰もが学べる環境づくりという推進項目があるので、この中で下支えができるようになっていければよいかと考えている。また、人生100年時代という観点もあるので、若い方だけを問わず、どういった世代の方々でも学びたいと思ったときに学べるような環境づくりということが大事だということは、課題認識としてこの計画の中で書かせていただいている。

しらた委員 旧北貝取小学校の跡地整備事業の進捗状況だが、指定管理者の指定についてというところで、施設見学は、今の状況の施設を見学してもらったということか。そして指定管理者は、今後この工事をどのようにするかとか、そういう質疑とかいろいろ、指定管理者がわかるようなものを何かをお示しされたのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 1点目の現地見学会は、実際に旧北貝取小学校を会場とし、

敷地の中、施設の中を見ていただいた。またご案内のように、工事の仮契約を締結できていない段階であった。公募に関しては10月5日、施設見学は10月14日から16日ということで、まだこの段階では入札もできていないという中では、設計図等は見せられないということで、事業者の方々には大変申しわけなかったが、基本方針と管理運営方針で、どのような改修が加えられるのかという簡単なご説明の程度にとどめさせていただいたところで、ご理解いただいたところである。

しらた委員      そんな簡単というか、わからないまま、指定管理者の候補が10社いて、10社の方が、今の状況で何もわからないまま、それで2団体が残ったということだが、団体の方が見たから、それで口頭だけでこういうをする、ああいうことをするというだけだったか。

古谷文化・生涯学習推進課長      公募は3日間に分けて行ったので、全ての方々に情報が行き渡るように、口頭でいただいた質問にはその場でお答えいたしたが、全てご質問と回答については記録し、公開という形で公式ホームページ上で、10社の方々の皆さんが、ご質問した内容についての回答も再確認ができるようにしたし、ほかのその場に居合わせなかった事業者の方も、ご自分にご質問しなかった内容で、他社さんがご質問されたものについて、回答が確認できるようにということで、公式ホームページ上で公開をした。

しらた委員      それである程度皆さんが納得されたと思う。そういうものを想像で、ランニングコストとか今後そういうことも見学者の団体の方々には、そういう質問もあったのか。

古谷文化・生涯学習推進課長      ランニングコストに関しての、ここの施設は新たな施設であるので、今、学校跡地でどのぐらいかかっているかということについてのご質問に関してはお答えをしたが、旧北貝取小学校に関してのランニングコストというのは、これはデータとしては無いのでお答えはしていない。ただ、先ほど、工事のときのまだ工事業者も決まってない中で、設計図面は見せられないということで、ご理解いただいたとは申し上げたが、設備の部分に関しては来ていただいて、見ていただくことはできるということでご案内はさせていただいた。

しらた委員      それはいつの話か。いつ来ていただいて、いつそれがわかるのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 施設見学が終わった10月16日から10月30日の申請の締切りまでの間に来ていただいて、ご覧いただいている。

しらた委員 その間しか見られなかったということか。その前に14日から16日の施設見学のとときと何かが変わったということなのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 申しわけない、訂正をさせていただく。10月23日から30日の間に、設計の図面を必要であれば、見ていただくことができるということでご案内をして、希望がある団体さんには来ていただいて、見ていただいたということである。

須田くらしと文化部長 今回事業者に応募していただく前提として、基本計画、基本方針と管理運営方針、これは市民参画含めて策定したもの、これがまずこの運営の一番の大本になるというようなことで、これがまずベースになっている。

その上で、施設のどのようなのかというようなことで、今お尋ねの中で申し上げるならば、いわゆる詳細設計表というのか、図面ではないが、どういう設備が扱われるかといったようなことなどについてご覧いただけるようにということで、先ほど古谷課長が申した期間でご覧いただけるような格好でご案内をして、必要に応じて事業者のほうで確認に来られると。そんなこともかまわせて応募をいただくという形を行ったということである。

しらた委員 それは私たちもそれを今というか、見ることはまだできるのか。

古谷文化・生涯学習推進課長 契約議決後となるので12月21日の工事契約議案の議決をいただいた後であれば、ご覧いただくことが可能である。

しらた委員 業者の方々はまだ見られて、全員10団体見たかもしれないけれども、2団体残った。だから私たちがなぜ見られないかというのと、先ほどから古谷課長の答弁が二転三転しているところから、ちょっと不安があるなというのを申し上げたいと思う。

古谷文化・生涯学習推進課長 設計の図面を見せることは、建築工事の事業者が決まっていない中では、見せることはできないけれども、ただ、設備に関しては保守点検がその設備の内容に応じて変わってくるということがあるので、ここについては必要だろうということで、その設備の部分のものは見せてもよいということで協議をして、公開というのも来ていただいて、カウンターのところでご覧いただくということでやったということである。

須田くらしと文化部長 先ほど詳細設計表といったようなことを申し上げた。これについては、この時点では中身が全て確定したものではないということのようだが、実際に指定管理者の募集と、それから、工事契約の入札の関係といったようなことがある意味並行して走っていた部分がある。

そういう中で、工事契約の入札を行う際にはそういった設備等含めた詳細設計表といったようなものをお示しをして、それで金額をはじいていただくというようなことである。

それから、ご心配のように、指定管理者が請け負うには、これはどれぐらいの設備なのか、どういった規模なのか、そういったことがわからなければ、やはり手も挙げられないということだから、その時点での同じ内容について、工事関係で示したものと同じ内容について、指定管理者の候補に手を挙げるかどうかということを検討していただいている事業者には、個別にお見せをするといったような形で対応させていただいたということであって、これを広く公表するといった類いの時点でもなかったし、そういう内容のものでもない判断した。

先ほど古谷課長が答弁したとおり、契約議決をいただいた後、その後にこの内容については、外向けにも公に出せるといったような契約上のルール、そういった制約があるということで、ご説明とさせていただきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

3番、パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、協議会3件目である。パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗についてということである。本件は、現在進めている大規模改修事業、これについてその進捗状況をご説明するものである。

詳細は、宮崎文化施策担当課長から説明する。

宮崎文化施策担当課長 それでは、ご説明する。協議会3の資料、パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗についての資料をご覧いただきたい。

まず、上から設計・工事関係ということである。こちらのほうは6月に契約の議決をいただいて、工事が始まっている。現在の進捗の状況ということだが、今は12月ということで6か月たった状況で、工期は令和3年12月10日という形になっているので、およそ1年を切ったという段階である。

現在、解体工事を進めている状況であって、床、壁、天井、その他の設備関係などを撤去しており、大ホールについては椅子が撤去され、壁だけではなくて全面に足場が組まれているような状況となっている。先週には160トンのレッカー車が来て、キュービクル等の電気設備を館外に搬出したような状況である。今月には大ホールの天井塗装や、増築するエレベーターの基礎工事等を行っていくというような状況で、工事のほうは順調に進んでいる状況である。

続いて、文化方針の見直し・条例制定検討ということについてご説明する。こちらのほうも9月の協議会のほうで詳しくご説明させていただいたところだが、改めてご説明をする。

こちらは今年度、文化芸術方針検討委員会を設置して、10月から検討が開始されている。現在まで2回の委員会を開催していて、その中で1回目に条例にするのか、方針にするのかというところで、条例にするということが決まって、今週金曜日に、第3回の文化方針検討委員会を開催するというような形になっていて、今後3月までに骨子案を取りまとめて、また、議会のほうにも報告するような形になっている。その後6月をめどに素案を作成し、パブリックコメントを経て、8月には原案を作成し、来年の9月の議会のほうで、また議案として上程させていただく予定で、今進めているところである。

次に、指定管理者の選定、こちらは先ほど審議をいただいたところで、今月最終日に議決をいただくというような形で、議決をいただいた後には、1月に本協定を締結すると。そして、来年12月14日から指定管理期間が始まるというような形である。

次に、休館中の業務委託ということである。こちらのほうは本日だが、サイドブックスのほうに、こちらのチラシのほうを上げさせていただいている。各課からの情報提供ということで、パルテノン多摩ニュースという形

で、こちらのほうも休館中業務委託の中の仕様の1つである。こちらのほうにも載っているが、例えば1月28日に落語会であるとか、2月21日に「わが町、たま～月の光～」とか、様々な事業を実施していくという形になっている。前半はコロナで事業系等、延期、中止となっていたが、ここで様々な事業を行い始めているというところである。それ以外にも午前中にもご説明したところだが、備品決めであるとか工事の中の資料等の検討とか引っ越しとか、そういったところも休館中業務委託でやっているところである。

最後になるが、運営への市民参画という形で、こちらのほうは市民舞台芸術学校という事業があって、こちらのほうで舞台朗読講座の基礎や舞台スタッフ講座といった、舞台の裏方やおもてなしのレセプション講座、市民プロデューサー講座等、そういった講座を今年度実施して、そういった方々が将来的に市民参画という形態で、パルテノン多摩の運営にもボランティアという形で参画していただくということで今進めているところである。また、学芸員のほうも学園養成講座を実施していて、こちらの学芸員のほうも市民参画を進めているという形である。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

それでは4番、多摩市体育施設に係る個別施設計画策定に向けた検討状況について及び5番、多摩市立温水プールにおける事業縮小の検討について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長 それでは、協議会案件の4番と5番について、説明させていただく。まず、案件4番目だが、多摩市体育施設に係る個別施設計画の策定についてである。

こちらの計画の策定については、昨年12月の本委員会の協議会に報告をさせていただいているところであるが、その後の進捗状況について報告するものである。

また、5番目の温水プールにおける事業縮小の検討についてということについても併せて説明させていただく。温水プールではコロナ禍の影響に伴い、今後、利用料金収入の大幅な減少が見込まれており、収支状況に大きな影響が生じている。施設運営に係る費用の抑制が課題になっており、そこで新たな管理運営として、令和3年4月から温水プールの営業時間の短縮等について試行することを検討しているの、その内容について報告するものである。

以上の2点について、森合スポーツ振興課長より説明する。

森合スポーツ振興課長 それでは資料に基づき、まず体育施設の個別施設計画のほうから説明をさせていただきたいと思う。

まず、1番になるが、本計画の対象施設は屋外のスポーツ施設となっているので、野球場、球技場、庭球場、キャンプ練習場、陸上競技場が対象である。

2つ目としては、これまでの検討結果であるが、本年1月から計画策定を始めている。まず、庁内関係課長で構成された検討委員会で、計画策定の手法や現状の施設の課題、今後の進め方などを検討している。

次に、屋外スポーツ競技を行う市内スポーツ競技団体、12団体を対象に、施設利用の現状についてヒアリングを4月から6月にかけて実施している。8月から9月には、スポーツ施設利用者と無作為抽出の市民アンケートを実施している。9月からは課題となっている施設について、民間活力の導入の可能性について、事業者ヒアリングを実施している。10月からはスポーツ推進審議会に、体育施設に関わる個別施設計画策定に向けた基本的な考え方について諮問している。

具体的には、屋外体育施設の現状課題、スポーツ施設全体の更新における基本方針、個別の施設の方向性について諮問し、現在議論をいただいているところである。

それから障がい者の方へのアンケートとして、市内の10団体の協力を得て、障がい者の皆さんに対するスポーツのニーズ調査を行った。それから11月には、屋外スポーツ施設の今後のあり方についてのワークショップを行い、屋外スポーツ施設のよい点や悪い点、また、目指すべきあり方につ



いて意見を伺った。

いずれにしても、多方面から様々な意見をいただき、それらを踏まえて、検討を進めていきたいと考えている。

3番についてになる。本計画の策定期間は当初の予定では、令和3年3月までとしていたが、コロナ禍の影響により、競技団体へのヒアリングや市民ワークショップの開催が遅れ、それに伴って最大半年程度延ばし、来年9月までに策定できるよう現在進めている。

次に、4番目になる。これまでの検討状況というところであるが、大きく3つに分けてご報告させていただく。まず稼働率、それから収支状況についてである。平成30年度に実施した各スポーツ施設の健全度調査の結果では、直近で改修している施設を除いて、各施設、老朽化が進んでいるような状況である。稼働率では、テニスコートは全ての曜日で、稼働率が高いという状況だが、野球場、それから球技場については、平日の稼働率が低い状況がある。収支状況では、施設規模の大きい一本杉公園野球場や陸上競技場については、レベルの高い設備や環境整備の維持費などから、他の施設と比べてコスト効率が低い状況になっている。

次に、自治体間の施設数比較、民間スポーツ施設の設置状況になる。自治体間の比較で、26市の人口10万人当たりのスポーツ施設比較では、庭球場については、多摩市は他市に比べて設置数が多く、野球場、それから球技場は他市と同水準となっている状況がある。一方で、他自治体では、幅広い種目に対応できるような多目的運動場の設置があるが、多摩市では、今のところ設置がないという状況になっている。市内の民間施設の比較になるが、民間では、屋外スポーツ施設の設置はほとんどなく、あってもテニススクールのような教室でのサービス提供に限られているような状況がある。貸し出しをメインとするフットサルコートなど、そういったところが一部あるというような状況になっている。

続いてスポーツ需要分析になる。全国的に野球、テニスの競技実施率は減少傾向というところになるが、サッカーの実施率は、全国的にはふえてきているという状況になっている。また、多摩市の状況であるが、全国に比べて、テニスの競技実施率は高い状況になっている。

市内の潜在的なスポーツ需要の分析になる。18歳以上ではテニスが高く、小・中学生についても、テニスとサッカーの需要が高いような状況がある。こういった分析や各利用者団体、市民ワークショップ、各種アンケート、民間ヒアリング、審議会の答申など幅広い意見を踏まえながら、今後の屋外スポーツ施設の更新内容を落とし込んだ個別施設計画を策定している状況である。

最後に今後の予定であるが、来年の4月には、審議会から答申をいただき、計画素案を5月の行革本部会議で審議し、6月の子ども教育常任委員会で、報告させていただきたいと考えている。その後、パブリックコメントを経て、8月から9月を目途に、最終的に計画決定をしていきたいと考えている。

説明としては、以上となる。

続いて、温水プールのほうの資料に基づいて説明する。

コロナ禍の影響に伴い、収支状況に大きく変化が生じている。利用者の実態なども踏まえて、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた、新たな管理運営方法が求められている。

そこで来年度の温水プールにおける新たな管理運営方法として2つ検討している。1つ目としては、毎日の営業時間の2時間短縮である。現在の営業時間は、9時から22時となっているが、2時間前倒しで営業終了時間を20時としたいと考えている。2つ目としては、休館日の増設である。現在、第2・第4火曜日を休館日としているが、毎週火曜日を休館日と設定したいと考えている。この2つを来年4月から試行的に実施していきたいと考えている。

次に項番1、現在の施設の状況というところになる。緊急事態宣言解除後の6月1日からプールは再開しており、6月の利用者は、前年度比で28%、収入は26%となっていた。徐々に利用者が戻ってきているが、利用者及び収入ともに、5割から6割程度にとどまっているというような状況がある。それからトレーニングジムは7月から再開し、当初は前年度比で20%に満たない利用者と収入だったが、温水プールと同様に徐々に利用者は戻ってきたものの、やはり6割程度にとどまっているというような状況である。

いずれにしても、かなり厳しい運営状況というところになっている。

次に、項番2の施設の利用傾向である。これは平成30年度の入場者数をもとに算出した時間帯別の入場者数の表である。温水プール及びトレーニングジムともに、開館直後の9時から10時が1日のピークとなり、その後減少傾向で20時以降入場される利用者はかなり少ないような状況となっている。なお、現在はコロナの影響もあって、さらに夜間の利用が少ないというような状況がある。

あと表にはしていないが、曜日別の稼働率については、現在、隔週で火曜日を休館日としている状況もあり、火曜日が一番少ないというような状況になっている。

これらのことを踏まえて、項番3になるが、営業時間短縮と休館日の増設の具体的な内容である。館の営業時間終了時間を現在の22時から20時に前倒しをし、それに伴ってプールの利用時間も21時30分から19時30分に、トレーニングジムも21時45分から19時45分に短縮したいと考えている。休館日については、プールは繁忙期の7月、8月を除いて毎週火曜日休場日なので変更はないが、トレーニングジムは隔週で運営しているので、それが毎週火曜日になることから、館全体として毎週火曜日が休館日という形になる。

次に、これらに伴う効果額というところになるが、年間でランニングコストとして約1,200万円から1,500万円のコスト減というところを試算している。

最後に今後のスケジュールだが、本日ご報告している内容を軸に検討を進めさせていただいて、2月中旬頃までには決定をさせていただき、改めて3月議会の子ども教育常任委員会にてご報告をさせていただくが、利用者の皆さんへの周知も早期にさせていただきたいところを考えているので、決定し次第、その内容をまずサイドブックのほうに上げさせていただき、利用者の皆さんにも、早期に周知していきたいと考えている。

4月からは、実際に新たな管理運営を試行的に開始し、利用者アンケートも実施しながら、繁忙期が過ぎた10月から試行的運営の検証、スポーツ推進審議会の意見を踏まえながら、一定の方向性を出し、その結果を令和4年

の子ども教育常任委員会で報告し、6月議会にて所定の手続を進めていきたいと考えている。

説明としては、以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。では、まず4番について質疑はないか。

岩崎委員 テニスコートが多摩東公園で新しくなって、すごくよく利用されているということを知りますが、あのかきトイレの改修もあつたと思うが、あそこはテニスをやるということで、成人の方が多いと思うが、チャイルドシート的なものがついてないというのをちょっと聞いたが、それは本当なのかと、そういう判断というのはあつたのかをお聞きする。

森合スポーツ振興課長 多目的トイレのことかと思う。多目的トイレについては、多摩東公園を新しくしたので、もちろんリニューアルという形の中で、洋式化であつたりとか、ちょっとした着替えられるようなところも含めて、基本的にはそういう仕様になっていると考えているので、確実に今オムツ交換ができるような仕様になっているかどうかは、手元にデータがないが、基本的にはそういう仕様になっているものだと思っている。

岩崎委員 あそこはテニスコートの一部でもあるが、公園の一部でもあるので、その確認と、そういうことは配慮いただきたいなと思う。

しらた委員 先ほどの温水プールのところだったが、コロナ禍においてどういう対策を取るか。営業時間を短くするとかそういうことではなくて、コロナに対してどういう環境を整えてやっていくのかということをお聞きしたい。

森合スポーツ振興課長 コロナ禍に伴っては、今年度も7月1日からプールを再開させていただいて、まず、入場制限をかけさせていただいたりとか、あと入場する際に、もし感染した場合に連絡ができるようにということで、個人情報収集させていただいたりとか、あとロッカー、更衣室のほうも、なるべく密というか、近くにならないようにということで、ある程度ロッカーを強制的に間引かせていただいて、着替える際も人と人の距離を十分に取れるような配慮というか、対策を取らせていただきながら、今現在も運営している。

しらた委員 スポーツジムなんかに行くと、ロッカーなんか1回使った後、消毒をしたりとか、そういう細かいこともされているので、やはりそういうところ

も長く使っていただくためには、安全に保つことが大切だと思うので、そういう点もやってあればよいが、そう辺もどうなのかということをお聞きしたいと思う。

森合スポーツ振興課長 更衣室のロッカーについては、鍵を1回使った後に全て回収をさせていただいて、ちょっと時間を開けさせていただいて、なるべく使わないような形で、その間に消毒をさせていただいて使っているというところである。

いいじま委員長 まず4番の個別施設計画策定についてほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

5番、温水プールについて質疑はないか。

岩崎委員 その温水プールが今休館中かなと思うが、始まったときに多少エコになってランニングコストは下がるということは考えているのか。

森合スポーツ振興課長 今、温水プールについては、20年の老朽化に伴う設備の改修ということで、例えば、照明器具については、一部LED化ということで、もちろん省エネに向けての改修というのもさせていただいているところである。

岩崎委員 そういう中でコストが削減されるのはもう織り込み済みだったということか。

森合スポーツ振興課長 省エネ化に伴う施設のランニングコストというところとは別に、今回ご提案させていただいているのは、先ほども私のほうで説明させていただいたとおり、来年の利用料が約6割というところで想定させていただいていると。その分、いろいろ市の負担も大きくなっていくところで、少しでも市の負担を軽減できるような、あるいはその利用実態も含めた、なるべく影響が少ないところで、新しい管理運営方法というところで時間短縮と、休館日の増設というものを設定させていただいているというところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

4番、5番については、これで終わる。

それでは、6番、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の準備状況について、市側の説明を求めます。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 それでは、案件6件目になる。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の準備状況についてである。

本来だったら今年行われていたところだが、ご承知のように新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、1年延期となったところである。本日はその開催に向けた準備状況について報告する。

1つは、政府、大会組織委員会、東京都がアスリート、観客等にとって安全・安心な大会運営の実現に向け、実効的な新型コロナウイルス対策の検討、それから提示をするために、東京大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議を設置している。9月4日の第1回会議以降、12月2日までに6回の会議を開催し、このほど中間整理というものを取りまとめたところである。こちらについての概要を説明するものである。

この中間整理については、多摩市にとっても聖火リレーの観覧や自転車競技ロードの観戦のあり方、それから、アイスランド共和国の選手団の受入れ、台湾バドミントンチームの総合体育館での事前練習、また、コミュニティライブサイト運営において、よりどころとなるというものになるので、ご説明するものである。

2点目については、多摩市におけるオリンピック・パラリンピックの聖火リレーの準備状況について説明する。詳しくは齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長が行う。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 それでは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の準備状況について資料に基づき説明をさせていただく。資料のほうを開いてほしい。協議会6、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の準備状況である。

まず最初に、東京2020オリンピック聖火リレーについて説明をさせていただく。まず最初に、大会延期決定後、日程及び市内のルートについてである。こちらについては9月28日に組織委員会より、聖火リレー実施概要ということで、本来、延期される前の実施日を1年延期の1年前倒し、曜

日を合わせてということでの実施、また、聖火リレーを実施する市区町村に関しては原則変更しない。また、従来の走行ルート・セレブレーション等の会場を維持するということで公表がされていて、多摩市のほうには変更という連絡が現時点で来ていない。

これをもとにすると、来年7月10日土曜日の第1次指定になるのだろうということを想定して、今準備を進めておるといふ状況である。

続いて聖火リレーのサポーターの一般公募を、年が明けたら実施していきたいと考えている。募集の人数は資料にあるとおりの160名を考えている。活動日は、聖火リレーの多摩市実施日と、その前に活動説明会をさせていただきたいと思っているので、この2日間ということである。

実際に聖火リレーが開催される際には、朝のミーティング等休憩時間なども含めて4時間を今想定しているというものである。応募要件については、記載のとおり2006年、平成18年4月1日以前にお生まれの方、ただし、未成年の方に関しては親権者からの同意をいただこうと考えている。多摩市民、また、聖火リレー前の活動説明会に参加できる方ということで、こちらはロードレース、ロードサポーターの募集の要件と同じ内容になっている。活動場所は市内のリレーコースと、出発式会場及び会場周辺ということ想定している。

活動内容、資機材の設置、撤去等のご支援、サポート、コース沿道観戦者、一般歩行者等の整理・案内、また信号の交差点・歩道橋・陸橋などの通過制限のご案内をしていただこうかと考えている。

この聖火リレーのサポーターの一般公募であるが、公募の時期に関しては、組織委員会の資料に基づいて、走行ルート公表後にしてもらいたいというところがあるので、今の走行ルートの公表が来年の2月ぐらいということで、報告を頂戴している。この公表がされたらすぐに市民の方々にお声をかけていきたいと思っている。

また、市民の一般公募枠のほかに、市内6大学さんとこの2020の協定を結ばせていただいている。こちらは6大学さんとの協定に基づいて別枠で学生枠ということで、こちらもロードレースのコースサポーターと同様に、学生さんにお力添えをいただくということを前提で進めてまいりたい

と考えているものである。

続いて、2ページを開いてほしい。先ほど冒頭、小林部長のほうからもお話しさせていただいた東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議、こちらの第6回の会議が12月2日に開催されて、この場で新型コロナウイルス感染症対策の中間整理の概要というものが発表された。その内容について、3ページに概要を掲載させていただいている。

中間整理の概要ということで、まず1つ目、大きいところでは、アスリートについてというところがある。この中で多摩市に該当するところを黄色い網かけをさせていただいた。まず、基本的な考え方で申し上げると、アスリートについてホストタウンでの環境整備・ルールづくりを実施していく。また、1のアスリートについての④である。検査のところで、入国後もホストタウンを安全・安心な環境とするため、スクリーニング検査や必要な検査を実施する。また、最後⑥のところである。パラアスリートという項目があって、こちらに関してはパラアスリートの方、基礎疾患等を有している方もいらっしゃるので、パラアスリートに関しては感染防止の支援の際のガイドライン策定を今後していくという整理がされている。

多摩市については、アイスランドのパラリンピックチームの事前キャンプの受入れ、また、ホストタウンというところもあるので、こちらのほうも準備を進めていかなければならないと考えている。

続いて、2の大会関係者、観客についてということに関しては、観客についてのガイドラインの策定・周知、また、体調不良者が発生した場合の対応、入院・治療する医療機関の確保等の対策を今後定めていくというところが、今回の中で整理されているというものである。

続いて、3番の聖火リレー、ライブサイト、こちらは先ほど小林部長からも申し上げたとおり、聖火リレー、ライブサイトを多摩市で実施の予定である。こちらについては、感染予防策について組織委員会において年内に作成するものと、ライブサイトについては実施予定自治体、多摩市である。こちらで感染対策に係る計画を練って、今後、年明け示される時期をめどに、提出をしていくというところである。



最後の4番のホストタウン・事前キャンプについては、自治体などに受入れマニュアルの作成を求め、感染防止対策を実施していくというところを示されている。この受入れ自治体、多摩市であるので、多摩市のほうで受入れマニュアルを今後定まってくる指針をもとに、つくり上げていくという作業が出てまいるものである。

最後、今後の対応についてということで、今後以下の課題について取扱いの詳細を定めるというところで申し上げると、一番最初、アスリート等に係る検査の実施方法、実施方針。下のほうに移って、網かけさせていただいている公道などで行われる競技における観客の感染症対策、また、聖火リレー・ライブサイトにおいて混雑・密集を避けるための対策、こうしたものが今後この中間整理を踏まえつつ、具体的なところが示されていく。その示された内容をもとに、多摩市のほうでも対策を立てていくという状況である。

雑駁だが、説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 今、新しく感染対策的なものが出てきているが、こういう費用というのはどこが持つのかも出てきているのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 報道などでは、事前キャンプ等に関わるものについて、国が第3次の補正予算に盛り込んで、今日閣議決定とかというところを聞いているが、例えば全ての沿道の感染者の方や事前キャンプを受け入れたときに対応する市の職員を当てにする方、そうしたものについては今後示されるということで、具体的に示されているものはない。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件については、これで終わる。

この際協議会を休憩する。

午後 3時03分 休憩

---

午後 3時20分 再開

いいじま委員長 それでは協議会を再開する。

協議会 7 番、令和 2 年度第 3 回多摩市子ども・子育て会議の概要について及び 8 番、(仮称) 子ども・若者総合支援条例の進捗について、市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 それでは、協議会案件 7 番、8 番を一括でご説明させていただきます。

まず、協議会案件の 7 番の資料を開いていただけるでしょうか。まず 7 番については、11 月 9 日に開かれた第 3 回多摩市子ども・子育て会議についてのご報告になる。

当日の会議については、資料の 1 ページ目にあるように、1 番の報告ということで、報告事項の①から⑤までを報告させていただいた。①の(仮称)子ども・若者総合支援条例の進捗については、この後の協議会案件の 8 番として、別立てでご説明させていただくので、まずは②から⑤までの案件についてのご報告をさせていただけたらと考えている。続けて①の条例の進捗状況の詳細な内容についてのご説明をさせていただく。それぞれの担当課長から説明をさせていただく。

松崎子育て支援課長 それでは、子ども・子育て会議、報告させていただいた報告資料 2 について、説明させていただく。こちらの新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応についてということで、報告をさせていただいたところである。

3 つの項目を設定させていただいて、まず 1 つ目、登園自粛要請における登園率ということで、各施設類型ごとで、3 月 2 日から 6 月 5 日まで、定点で登園率を確認をしてきたところである。そちらを表に記させていただいたところである。顕著なところで日付を上げると 4 月 13 日、こちら緊急事態宣言が出された後ということになっているが、その期間から緊急事態宣言が明けるまでの 5 月 25 日までが、登園自粛要請に伴い各施設登園率が 20% から 30%、なおかつもっと低いところでは 10% 前後まで下がったというような状況である。まさしく保護者の皆様、多大なるご協力をいただいたというような状況である。参考に通知の出された日付等も記載させていただいた。

2 番目、保育所等における利用者負担額の日割り計算等の実施についてということで、実施の報告をこちら表のほうに記させていただいている。内

容のほうはご確認いただければと思う。こちらの特定教育・保育施設並びに認可外保育施設に向けた対応ということを取らせていただいたところである。

3番目、令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る幼稚園及び保育施設に対する通知一覧ということで、こちらはページが3ページ目までわたっているが、市のほうから発出させていただいた通知のほうを一覧として記載させていただいたところである。こういったコロナ禍における取り組みということで、委員の皆様方に報告をさせていただいたところである。

以上である。

植田児童青少年課長 続いて、新型コロナウイルス感染症に係る学童クラブの対応についてということで資料をご覧いただきたい。

1番目に、学童クラブの出席数の推移についてということで記載している。こちらのほうが緊急事態宣言を受けて4月8日より6月末までの登所の自粛をお願いしたものである。こちらのほうが4月、全体の中では24%という出席率で5月が全体で15.5%という出席率、6月が44.0%、7月が60.5%という出席率であった。

次に、2番目の学童クラブ費等の減免件数についてということで、学童クラブ費と、あと延長育成料として分けている。月ごとの減免した件数ということで記載していて、学童クラブ費が全体で3,901件、延長育成料のほう全体で313件という内容であった。

3番目は、市のほうから発出した文書ということで日付とお知らせ文面というところが一覧にして記載しているので、こちらのほうはご確認いただければと思う。

続いて、児童館直接来館の実施についてである。こちらのほうは、保護者のニーズや小学生の放課後の居場所に対応するため、児童館の直接来館を実施するものである。

児童館の利用は放課後、自宅に一旦帰宅して、基本的には通学上の荷物、ランドセル等を置いて来館することが原則なのだが、保護者の了解のもと、事前に児童館直接来館登録票を提出した児童に限って、学校から直接、児童館を利用できることとするものである。

これまでの経緯というところでは、平成30年の12月にプロジェクトチームを設置し検討を開始した。連光寺小学校の学区における児童の放課後の居場所に関する要望書、こちらのほうが議会採択されて、令和元年9月から試行実施ということで、東寺方と連光寺の児童館で始めた。

その翌年令和2年の9月に、プロジェクトチームによって実施に向けての答申を決定し、10月には、本格実施の方針を決定したところである。

2番の実施児童館についてというところでは、試行を行ってきた2館と合わせて全ての児童館で実施をしていくという予定になっている。

3番の対象等というところでは、基本的には全ての小学生を対象にしているということをご理解してほしい。

4番の定員ということでは、各児童館登録者を20名までということを受付順とする。そして、単年度ごとの登録ということを考えている。

5番の保護者への周知というところでは、児童館だよりや市役所のホームページのほうで周知するとともに、利用者や保護者に趣旨等を説明していくという考えである。

6番の利用上のルールというところでは、事前にまず直接来館の登録票というのを児童館に提出していただく。そして、来館するときに、直接来館利用届を児童が提出すると。児童館で登録状況表を作成し、小学校のほうに情報を提供する。下校時間までの緊急時及び災害時等の対応は小学校の対応に準じる。児童館では一般来館児と同様のルールで過ごしていただく。途中外出等は自己管理で行っていただく。児童館からの帰路については、原則として、保護者等のお迎えをお願いしていきたいと考えている。

7番の保険の適用ということでは、小学校の直接来館の利用を伝えることにより、学校保険（日本スポーツ振興センター給付金）のほうの適用を受けるとしている。そして児童課内及び、児童館主催事業でのけがというのは、児童館の保険で適用と考えている。

今後のスケジュールというところでは、今回子ども教育常任委員会のほうに報告させていただいて、年が明けてから利用者への周知、そして4月には、全学年の給食が始まった時期からの実施ということ考えている。

参考資料ということで、直接来館の試行実施をした2館のこれまでの実

績、人数、件数等を載せているので、ご確認いただきたい。

続いて、子ども未来応援支給事業についてである。こちらはご案内のとおりかと思うが、この11月の子ども・子育て会議の中で、概要、対象者、支給方法等を説明し、スケジュール、そして、対象の人数等をこちらの表に取って説明をさせていただいたというところで、詳しくは割愛していきたいと思う。

水野子育て・若者政策担当課長 では、引き続いて、協議会資料の8について、ご説明をさせていただきます。協議会資料8をお開けください。(仮称)子ども・若者総合支援条例の進捗についてである。

(仮称)子ども・若者総合支援条例の進捗についてご説明する。前回の委員会では、条例検討委員会のメンバーとスケジュールをご報告したところだが、今回は、それから4回にわたり条例検討委員会を開催したので、そちらの状況をご報告する。

まず第1回は9月24日に開催をした。内容としては初回であったので、委員長、副委員長の選出、決定を行った。委員長には松下啓一氏、副委員長には木下勇氏が選出されたところである。委員長の松下啓一氏については、前相模女子大夢をかなえるセンターエグゼクティブアドバイザーという経歴とともに、元横浜市役所の職員で、他の自治体でも多くのまちづくり条例の策定に携わり、条例づくりに造詣の深い方である。

副委員長の木下勇氏については、現在、大妻女子大学社会情報学部教授、千葉大学名誉教授であられるとともに、令和元年度に報告書を発行した多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会の会長を務めていただいた。

次に②として、これまでの経緯と条例の趣旨についてご説明をした。次に3番として、子ども・若者アンケートについて協議を行ったが、このアンケートについては委員会でも意見が出され、アンケート以外の手法に変更することになった。詳細については、後ほど次ページにてご説明をする。

第2回については10月14日に開催した。内容については市民意見収集方法、先ほどのアンケートの状況報告と、本条例の意義・位置づけについての説明を行った後、本条例に期待することについての意見交換を行った。ここでは委員お一人に2分程度で、全員の発言をお願いをしたところであ

る。

第3回については11月12日に開催した。内容については、条例に盛り込むべき文言についての意見交換ということで、4グループに分かれてグループワークを行っていただいた。続いて、市民意見収集方法の状況報告を行った。

第4回については12月2日に開催をした。内容については、条例が目指す内容及び対象となる子ども・若者の範囲についての意見交換ということで、議論をしていただいた。当初、事務局からは若者の年齢の定義を39歳と具体的に年齢をお示しをしていたが、こちらについて、委員の方から違和感があるということで意見が出されて、そこで、おおむね30代ということで、意見をいただいたところである。

次に、これまでの意見の整理とさらに盛り込むべき要素についての意見交換をしていただいた。第3回のグループワークでは、子どもに対する意見は多く出たが、若者に対する意見が少なかったため、第4回のところでは若者についての議論を深めていただいたところである。続いて、市民意見収集方法の状況報告をしたところである。

今後の会議日程については、第5回については令和3年1月27日、第6回については令和3年3月22日を予定をしている。

令和3年度も引き続き会議を開催し、6月に検討委員会から市へ条例素案についての検討結果を報告をしていただく予定となっている。

では、次のページをお開きください。子ども・若者への市民参画手法というところである。こちら先ほど申し上げたアンケートで当初実施をしようと思っていたところである。こちらは計画の当初では人を集めて、ワークショップ形式で行おうと思っていたが、コロナの関係で人が集められなくなったということで、アンケートというご提案をしたが、また、委員会のほうからはアンケートではなく、直接意見を聞く手法はできないかということで検討したものである。

検討の結果(1)から(3)の方法で行うこととした。(1)は、児童館における子どもヒアリングである。こちらについては、もう既に12月4日からスタートをしていて、対象を小学校5、6年生から高校生ということ

で、お知らせのチラシを配布して希望者を募ったのと同時に、児童館でも声かけをしていただいたところである。

12月4日は連光寺児童館でまず第1回を開催させていただいて、小学校5年生が5名参加していただいたところである。12月9日には、桜ヶ丘児童館で実施をさせていただいて、中学校1年生3人、中学校2年生が4人の合計7人参加していただいた。

今後については12月16日に落合児童館、12月21日に一ノ宮児童館、そして12月22日にまた再び連光寺児童館で行う予定となっていて、児童館での子どもヒアリングの合計としては小学生8名、中学生13名、高校生4名の合計25名から意見をいただくこととしている。

続いて(2)の高校生ヒアリングである。こちらはちょうど昨日12月14日、都立永山高校にて行わせていただいた。条例の検討委員会の中に副校長先生が委員として入っていただいているので、そちらからご協力をいただいたものである。参加者としては、高校2年生で4名、高校3年生で3名の7名から意見を伺ったところである。

(3)の若者オンラインワークショップについては、今週の金曜日12月18日に行う予定となっている。こちらについてはまず無作為抽出をした2,000名にご案内の通知をしたところ、現在のところ21名のご応募がある。その中でもまたプラス6名の進行役ということで、この条例検討委員会の中からメンバーも参加をしていただいて、今のところ現在27名のメンバーで行う予定となっている。

テーマはそれぞれ記載しているとおりで、この条例の趣旨と方向性が合うかどうかの確認をしながら、また、子ども・若者の意見をいただきながら、今後の条例策定に生かしていきたいと思う。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。まず7番について質疑はないか。

大くま委員 7番の児童館直接来館についてお伺いしたいと思う。直接来館を大きく広げていくということになると思うが、保険の適用についてたしか課題があったかと認識をしている。今小学校に直接来館を伝えることで、学校保険の適用を受ける。児童館の中であれば児童館の保険を使える。児童館から企

画する際にもその学校の保険が使える形になるのか。

植田児童青少年課長 こちらを適用しての児童館からの帰宅というところでは、学校の保険で対応できると認識している。ただ、やはり例えばその時期によっては暗くなったりというところもあるので、ここにも書いてあるとおり原則保護者の方のお迎えを基本としているということをご理解いただきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

続いて8番について、質疑はないか。

岩崎委員 幾つかお聞きしたいと思うが、今まさに続いているというところで何度か見させていただいているが、5回と6回で3月22日となって終わる感じだが、続くと書いてあって、6月に検討委員会から市への条例素案となっているので、中2か月ぐらいかなと思うと、プラスされた後、6回プラス何回ぐらいを考えているのかお聞きする。

水野子育て・若者政策担当課長 今後の回数であるが、今年度6回まで開催して、新年度入ったら2回ほど開催をさせていただいて、素案のほうを決定していきたいと思う。

岩崎委員 そうするともう最後のところはこういう形でとなるのかと思うと、ここに入る数としては、1回ぐらいかなと思うが、何度か見させていただいているところで、委員の方たちが大変いい方たちなのでありがたいと思っているが、どうしても皆さん年齢のところで39歳までという、1つの家族に親も30代、子どももいるというような、みんなのための条例なのかなと思われてしまうぐらい幅が広いので、困惑されているというのがいつも見受けられるが、やはり前に私が思っていたのは、子ども時代というのはみんなに権利があるからということで、みんなのために権利を持っているということが周知されるような条例であってほしいが、ある年齢になると、一定の人たちは自分たち、自分の力でいろいろ活動されたり活躍されたりしている中で、どうしても支援がいる方もいるということで、若者という言い方がよいかどうか分からないが、あるところからは支援する側と支援される側に分かれるのではないかと思うところで、これが難しいところだというの



が多分委員の皆さんなのだが、条例の立てつけみたいなを今ここでどうのこうのというのは難しいと思うが、でもやはりその矛盾というのは、市としてはどう理解しているのかをお聞きする。

水野子育て・若者政策担当課長 今回の条例は全国でも例がない、子どもと若者一体とした総合支援条例の策定に取り組んでいるところだが、子どもを対象とした条例だと18歳までが通例となるが、今回はその先の年代まで考え、例えば不登校からひきこもりと、困難が継続している方への支援や、子ども時代に培った経験を生かして、さらに地域で活躍することを応援することなど、切れ目ない総合協力・総合支援、また、まちづくりへの参画や意見表明の機会の保障をこの条例に盛り込めるように整理していきたいと思う。

岩崎委員 ある意味全国に例がないというお言葉は意外と聞いたが、他の自治体も全国に例がない条例を、アピールしたくてつくるというよりは課題があるからつくるとするのがそもそも条例かと思うところだが、全国に例がないものを、ちょっと1つつくってみようというような考え方の意味というのをお聞きする。

本多子ども青少年部長 結果的に今、前例がないという状態になっているが、これまでも私ども多摩市の計画と国や都の計画も見ても、やはり子どもだけではどうしても解決できない課題というのがあるかと思っている。したがって、多摩市以外の国都についても子ども・若者ということで、非常に長い期間、切れ目のない支援をしていくということが今求められているというような現状である。

私ども多摩市のほうを見ても、子どもから引き続き青年期に入っても、やはり困難を抱えているという方が非常に多くいるのではないかということを考えている。不登校とひきこもりなど、あとニートという課題、これはいろいろな講演会をやる中で、やはりアンケートなんかを見ると、非常に潜在的な方や、もう現実に悩んでいる方がいるということで、年齢ですっぱりと切ることによってその後の支援が届かないというようなことを避けるために、引き続き支援をしていくことが必要かということで、今回私どもとしては、子どもから若者までとした。

先日は委員も傍聴にいらっしやっていたということで、やはり議

論の中で子どもと若者というところの整理というのは、非常に皆さん悩んでいらっしやったということで、ここは我々も非常に悩ましいところで、子どもの支援というのは、皆さんやはりどういう支援が必要かというのはご理解されたが、若者の支援となると本当に支援が必要なのか、自立や若者の自立はどうかといういろいろな意見が出て、私の印象としてはもう試行錯誤という状態だったかと思っている。

だから、今後も非常に議論をまとめていくというのは難しいが、やはり切れ目のない支援ということで、今多摩市も取り組んでいる中では、こういった若者と子どもという一連の支援が必要かとは考えている。

岩崎委員

確かにおっしゃるように支援という考え方は、不登校からひきこもりになる、予備軍的なこともあると委員の方もおっしゃっていたので、そうだなとも理解するし、切れ目ないというのももちろんそうなのだが、ただ1点、ここだけはお伝えしたいのは、やはり支援条例に本当にするのであれば、子ども・若者総合支援条例、全然よいが、もし子どもの権利という条約に基づくものを念頭に置いてくださるのであれば、そのところは一定の子どもにあまねく権利があるということをしっかり明記させていただけるような条例になるような、立てつけの二本立て、1つの大きな枠の中に2つのラインができるのかわからないが、やはり子どもにはまず誰でも権利があるよということがまだまだ子ども自身も保護者にも支援する存在だと思いがちなので、そのところをまず条例としてつくっていただいて、その上で切れ目ない支援、もちろん若者もすごい8050の問題もあるぐらい、ずっと支援していかなければいけない存在になっているので、そのところは重々ご理解いただいているかと思うが、重ねてお願い申し上げます。

本多子ども青少年部長 今の子どもの権利というようなことでご意見いただいたと認識している。やはりベースには、子どもの最善の利益というのがまずあるだろうと考えている。その意識や、またこれを現実はどう条例の中に盛り込んでいくのかということは今後の議論になっていくが、やはり私ども考えなければいけないのは、そういった子どもの権利条約というのがまずあって、子どもの権利というのを大切にしていかなければいけない。

その中では、やはり子どもの支援や子どもの意見表明をいかに現実に日

常生活の中で具体化していくのかということ念頭に置いて、条例をつくらなければならないのかと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

7番、8番については、これで終わる。

それでは9番、新型コロナウイルス感染症対策に係る給付事業等の進捗状況について、10番、令和3年度保育所等入所申請について、11番、子育てセンター事業の終了について市側の説明を求める。

松崎子育て支援課長 それでは、協議会案件9番の説明をさせていただく。新型コロナウイルス感染症対策に係る給付事業等の進捗状況についてご報告申し上げます。

こちら、項目1番に書かせていただいたが、各給付金事業等の支給人数・支給額について、令和2年11月30日現在をまとめさせていただいたものになる。

今回5月補正にて表にある(1)番の子育て世帯への臨時特別給付金、(2)の市の独自支援策ということで、ひとり親家庭等への臨時特別給付金をお認めいただき、給付を実施している。おおむねご申請いただいた方々については、もう支給が完了しているというところであるが、(1)番については、2番の今後の予定のところにも書かせていただいているが、公務員の受給者の方々の申請の受付について、12月1日に勧奨通知を発送させていただいているというようなところである。市の独自支援策については、申請の受付が終了しているという状況である。

(3)番の国制度、ひとり親世帯臨時特別給付金。こちらは7月補正にてお認めいただいた内容になるが、こちら基本の対象の方々に対しては、一定の支給が実施されているところであるが、まだこの先受付期間があるので、引き続き受付を行っていくというような状況である。

(4)番、市の独自支援策、新生児応援臨時特別給付金、こちらについても、基本的には申請いただいた方、支給が滞りなく実施できているところであるが、こちら2月19日まで申請を受け付けているので、今後まだまだ申請を受け付けているような状況である。

5番目、都制度の新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業ということで、こちらはカタログを対象者の皆様方に送付するという内容になっているが、主たる対象の方々には既に送付を終えているところであるが、来年3月末まで対象となる方々にカタログを送付ということを継続していくので、引き続きこちらの事業も実施していく状況である。

1点、この場を借りてのご報告という状況になるが、(3)番のひとり親世帯臨時特別給付金、委員の皆様、ニュース等で既にご承知かと思うが、こちら再支給ということで年内に一度支給の取り組みをする、国の報道等もなされているところで、正式に閣議決定もされているようなところである。私たち所管のほうでも追加の補正を上げさせていただいて、こちら再支給のほうにも改めて取り組んでいくような状況になっていくところである。また、詳しくは補正のところでご説明できればと考えている。

協議資料9については、以上となる。

続いて、協議資料10番になるが、そちらをお開きいただければと思う。令和3年度保育所等の入所申請について、受付状況を報告させていただく。

こちらは令和2年10月26日から11月13日まで受付を実施したところである。例年にない取り組みとしては、今回コロナ禍の感染防止対策ということで、郵送での受付を原則とさせていただいたところである。窓口でのご申請もあったところであるが、全体の申請について6割を超える方々が、郵送での申請という取り組みをご協力いただいたところである。

実際の申請者数であるが、表の真ん中を見ていただくと令和3年度の欄がある。各年齢ごとに数字を記載させていただいているが、まず一番右端で合計数をお知らせする。申請数については573名の方々のご申請があったところである。こちらの前年度比の数字を書かせていただいているが、前年度比マイナス136人というような状況になっている。

各年齢ごとで見えていくと、0歳児が179名で前年度比マイナス78人、1歳児が242人、前年度比マイナス4人、2歳児78人、前年度比マイナス50人、3歳児59人、前年度比マイナス6人、4歳児10人、前年プラス1、5歳児5名、前年プラス1というような状況で、合わせて573人の

ご申請をいただいたところである。

参考で、一番下の令和3年度募集人数をご覧いただければと思うが、全体で申請者数が前年度比よりも減少しているというところでは、0歳児、それから2歳児に大きくまだ空き定員が発生しているような状況となっているところである。こちらはあくまでも新規入所1次申請受付の状況ということでご理解いただければと思う。

2番目、令和3年度入所の今後のスケジュールというところであるが、令和3年1月29日に第1次申請利用調整結果の通知を皆様方に郵送する予定で、今現在事務を進めているところである。2次の申請については、受付を令和3年1月6日から令和3年2月19日の期間で実施する予定である。

こちらの資料の説明は以上になる。

続いて協議資料11をご覧いただきたい。子育てセンター事業の終了についてご報告をさせていただく。

本事業は、市内認可保育所及び認定こども園において、相談事業や啓発事業を行っていただき、地域の子育て家庭に対する総合的な子育て支援策を推進してきていただいたものになる。

こちらの本事業であるが、平成27年度から開始した地域子育て支援拠点と同機能を持ち備えているというところであって、地域子育て支援拠点が充実したことに伴って、今年度末をもって子育てセンター事業の補助事業について、終了をさせていただきたいと思う。事業終了後については、まずは地域子育て支援拠点において乳幼児期のお子さん、それから、保護者の皆様方への支援、地域の子育て家庭に対する総合的な子育て支援策を推進していくことで、子育てセンター事業で担っていた事業を滞りなく引き継いでいくという形に取り組んでいきたいと思う。

また併せて保育園では、それぞれ保育園ならではの独自の子育て支援策というのは、本事業が終了しても継続して実施していくというところであるので、保育園施設とも連携しながら引き続き子育て支援に取り組んでいきたいと考えているところである。

3番の今後についてというところで書かせていただいているが、子育てセンター事業の終了に伴って、令和3年3月議会のほうへ条例改正の上程

させていただく予定であるので、その際にご審議のほどよろしくお願ひする。加えて多摩保育園で実施している子育てセンター事業についても、本事業の終了に伴って終了となるので、要綱を令和2年度末をもって廃止するという手続も併せて実施させていただく予定である。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず、9番について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

続いて10番について質疑はないか。

大くま委員 それでは、10番の保育所の入所申請について伺いたいと思う。やはりコロナ禍ということもあって大きく落ち込んでいるのだなと私自身は受け止めているが、この状況を市としてはどのように受け止めているのか、確認したい。

松崎子育て支援課長 今回573名ということで、前年度比136名マイナスというような状況であった。まだ十分な分析はできていないところであるが、少なからず委員のおっしゃるとおり、コロナ禍という影響が出ているのではないかと考えているところである。

ただ1点、お子さん、未就学児の児童数というところで、経年で児童数の定点で確認をしているところであるが、令和2年10月、令和元年10月、0歳児の人数を比較すると約100名ほど児童数が減少しているというような数字も出ているところである。加えて1歳児も児童数が令和元年10月に関しては971名いたところが、令和2年10月だと937名、2歳児についても、令和元年10月1,093人だったところが、令和2年10月で991人ということで、令和2年度になって児童数の減少というところも少し顕著になってきている。その辺の児童数の推移かつコロナ禍、今後その辺を丁寧に分析はしていきたいというところで考えている。

大くま委員 児童数が減っているというところもあるということだが、この間の待機児の状況は児童数が減っても働く世帯がふえていくということの中で、なかなか解消しないということもあったと思うので、丁寧に分析をしていた

だきたいということと、やはり様子見ということ言えば、例年よりも途中から入所すると、入園するという方がふえることも想定されるし、定員の見込みであるとかそういったものを経過を追いながら丁寧にやっていただきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

続いて11番について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

9番、10番、11番については、これで終わる。

12番、児童虐待防止啓発活動について、市側の説明を求める。

角谷子ども家庭支援センター長 協議案件12番になる。11月は、児童虐待防止推進月間だったので、啓発活動についてご報告させていただく。

今年度も児童虐待防止の啓発の講演会を11月6日、ベルブホールのほうで実施をした。「怒りたくないのに怒ってしまう、親子が笑顔に変わるために」ということで、虐待防止センターのほうから豊田先生にお越しいただいた。

それから、養育家庭の体験発表会というものも11月4日に、多摩児童相談所との共催事業ということで、今年度も実施している。

2つとも児童虐待の啓発講演会と体験発表会は、今年度はやはり新型コロナの影響ということがあって、定員等も例年の半分以下ということで実施をした。そのため、かなり啓発活動に今年度制約があったので、今年度新たな取り組みとしては、多摩市のユーチューブに動画のほうを作成した。

「児童虐待ってなに？～子ども家庭支援センターからのメッセージ～」ということで、紙芝居形式でナレーションの解説で約6分程度の動画となっている。

それから啓発については、例年同様に市役所の本館や地域子育て支援拠点、児童館、ベルブホール等で今年度も行っている。今年度のテーマは、「みんなかけがえのないたいせつなひと」ということで、子どもたち、大人から

メッセージを寄せていただいて、パネル等の啓発配布物を行っている。

今年度も図書館との連携企画展示ということで、図書館のほうで今年度のテーマにあった推薦図書の提示、ブックリストの作成配布をしていただいて、啓発の展示場所にもブックリスト等も置いている。今年度は子どもが読める「じぶんをまもる本」というようなお子さん向けのものも作成いただいているという形になっている。

あとはリーフレットの作成と、あらゆる広報です。「たま広報」やわくわく通信・児童館だより等、いろいろな形で児童虐待防止の周知という形で活動してきた。

報告は以上になる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 この図書館との連携したリーフレットがすごくよくて、私もこの2つのリーフレットを見させていただいて、本の選定もよいなというか、すごくありがたいなと思ったが、このコロナ禍でなかなか配る、手に取りに来ることが難しかったのではないかなと思うと、子どもさんにも読んでほしい本が選ばれていたのだから、せっかく図書館との連携でおつくりになったというか、いろいろやったのだと思うので、これでこのリーフレットもないのかわからないが、学校でお配りするとかはできないものなのか。

角谷子ども家庭支援センター長 子どもが見てもわかりやすい本だったので、リストだったので、小・中学校のほうにリストを配布させていただいている。

岩崎委員 多分置いてくださっているのだとしたら、それはすごくありがたいが、結構このコロナ禍でなかなか本を借りるとか本を見るということに今集中できないかと思うので、時間を急ぐことはないので今年度無理だとしてもまた来年度に向けて活用していただきたいところをお願いしたいなと思うし、すごくよい本が選ばれてありがたかったのだから、保護者の方にも見ていただきたいし、子どもたち自身も読んでいただきたいので図書館司書さんとも連携していただくとか、いろいろな形で活用していただきたいということをお願いする。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

13番、令和3年度学童クラブ入所申請について、14番、学童クラブ費・学童クラブ延長育成料の債権の分類等の変更について及び15番、学童クラブでの医療的ケア児の受け入れについて、市側の説明を求める。

植田児童青少年課長 まず、令和3年度学童クラブの入所申請についてご説明する。

1番、入所申請受付状況の第1期ということで、速報値ということで、今回ご報告させていただく。申請期間は10月29日から11月6日までということで申請期間を設けた。併せて郵送での受付も実施したところである。申請数は令和3年度というところで表の欄をご覧いただきたい。第1期の申請は速報値で1,760という数字になっている。ちなみに平成31年度と令和2年度は確定値ということで、比較していただければと思う。

2番の今後の予定だが、2月中旬には第1期の申請者決定通知を発送する予定となっている。今、まさに第2期の申請受付期間というところだが、この後、第3期、第4期ということで記載のとおり続けていくというようなことになっている。

説明は以上になる。

続いて、学童クラブ費・学童クラブ延長育成料の債権の分類等の変更についてである。

1番の概要だが、令和2年4月の改正民法施行により、債権の時効が5年に統一されたことから、学童クラブ費及び学童クラブ延長育成料を非強制徴収公債権の時効5年ということで、こちらのほうにするということである。なお、令和元年度以前に発生した債権は従前どおり私債権時効2年とする。

2番の経緯である。平成22年から24年度というところでは、多摩市債権管理ワーキングチームにて全庁的に債権管理についての検討する過程の中で、学童クラブ使用料の債権の分類等について検討した。その結果、私債権時効2年ということで決定して、今まできているところである。その後、令和2年4月1日というところでは、改正民法施行により債権の時効が5年に統一されたというところがあった。ここで変える理由というところ

だが、令和2年の4月1日で改正民法が施行され、私債権の時効が公債権と同じ5年になったというところと、また、法律相談の結果、学童クラブ費等は私債権、公債権双方の考え方が成り立つということだが、多摩市においては、以下に記載された考えにより公債権として扱うことがより適切であるということの見解を得たということで、そのところが、(1)学童クラブ条例の組み立てが公の施設の設置条例のつくりになっているということ、そして、(2)条例施行規則において教示文、不服申し立てができることが記載されているということである。なお、債権の分類等の変更については、令和2年4月1日からの取扱いと考えている。今後の予定というところでは、来年1月、利用者向けに公式ホームページ等で周知をする。そして、学童クラブの債権管理マニュアルの改正をするということで考えている。

続いて、学童クラブでの医療的ケア児の受け入れについてである。

1番の現状である。多摩市学童クラブ条例施行規則第3条の規定によって、「医療的措置、看護等の必要から管理上の支障が生じる者」として、医療的ケア児については、受け入れを行っていない。しかしながら、令和2年7月、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」が制定されたことから、医療的ケア児のうち医療的ケア児の対応に精通している看護師を配置することによって、集団生活を営むことができる児童については、「多摩市学童クラブにおける医療的ケア実施要領」を定め、学童クラブでの育成を行っていく考えである。

なお、医療的ケア児の学童クラブ入所対象者としての可否を判断し、円滑に受け入れ及び入所後の育成ができるよう、併せて「多摩市学童クラブ医療的ケア児対応会議」を設置するということで考えている。

2番の内容と方法である。医療的ケアの内容や実施の方法については、別途「多摩市学童クラブにおける医療的ケア実施要領」を定めて実施する。併せて「多摩市学童クラブ医療的ケア児対応会議設置要綱」を定め、医療的ケアの可否、医療的ケアの内容等を検討する「医療的ケア児対応会議」の設置を予定している。

なお、医療的ケアの実施に当たっては、訪問看護ステーション等と業務委託契約を結び、医療的ケアに精通した看護師を必要な学童クラブに派遣し

て行っていく考えである。

経過と今後の予定である。現在入所審査中であって、その過程の中で、対象者について医療的ケア児対応会議にて協議を行う。そして2月上旬、第1期申請受付分の決定通知を発送し、4月から学童クラブの入所・育成開始ということで進んでいく過程で考えている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず13番について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

14番について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

15番について質疑はないか。

大くま委員 医療的ケア児の受け入れを始めるということで、これ自体は一步前進かと捉えている。ただ、この訪問看護ステーションとの業務委託契約を結び、医療的ケアに精通した看護師さんを必要な学童クラブに派遣するということが、そこに常駐するという形になるのか、何が必要なときに派遣をするということなのか、確認したい。

植田児童青少年課長 こちらの看護師の派遣については、基本的には必要な時間帯に看護師さんを派遣して、そちらのほうで対応を行うということで考えている。

大くま委員 まずは受け入れを始めるというところなので、今そういった形になってくるのかと思うが、やはりそれで十分なのかとか、そういったことも今後課題として挙がってくれば検討していただきたいと思う。

岩崎委員 これもそんなに時間はないのかと思うが、送迎はどうなるのかをお聞きする。

植田児童青少年課長 学童クラブの入所要件の中に、基本的に学童クラブへの登所はご自分でというか、保護者の責任のもと行ってほしいとしている。ただ、個別個別のケースがあるので、そちらのほうについては申請者のご相談をするなりして、障害福祉課のサービス等も何かあるかどうかということを考えて

た上で検討していきたいと思う。

岩崎委員

ぜひ窓口のところで判断しないでいただきたいというのと、この条例ができたことの意味はそれかと思うので、合理的配慮という意味で全て一体として支援していかないと、入り口のところで無理だということにならないようにしていただきたいとお願いしたいのと、もう一つ、集団生活を営むことができる児童という文言が入っているが、集団生活を営むということは、こういう医療的ケア児の方はそんなに動けないということがもう明らかにわかっている中で、そこにいるだけでも、そこに行ってくれるというか存在しているだけで、一応集団生活が営んでいるという考え方に基づかなければ、集団になっていっぱい会話をするとか集団でお友達をつくるというような、普通の考え方に基づいた言葉でよいのかというところが疑問なのだが、これはたまたま言葉がこういうふうになっているのかもわからないが、所管の考え方の中に、もう医療的ケア児を受け入れる以上は、どんな子どもも一緒に同じだと考えて学童クラブが始まっていくと、受け入れ側の子どもたち、そして職員、そういう人たちにもしっかりとお伝えしていただきたいというところもあるが、そこら辺は今からの準備で間に合うことだと思うので、お願いしたいがいかがか。

植田児童青少年課長 今、委員のおっしゃるとおり医療的ケア児というのは、ほとんど全ての方があまり動けないということではないとは認識している。しっかりと動ける方もいらっしゃるので、いろいろなケース・バイ・ケースというところであると思うが、基本的には、現在の学童クラブの施設の設置条件というところも含めて、確実に受け入れが可能かどうかというところを、医療的ケア児対応会議のほうでも、検討していきたいと思っている。

医療的ケア児対応会議については、市の健康推進課や障害福祉課の担当職員も入って、総合的にどういった方が申請されていて、その方が学童クラブの育成の状況の中でしっかりと生活できるのかどうかを判断していくというところで考えている。

岩崎委員

インクルーシブ、インクルージョンの考え方の1つだと思うので、いろいろな方がいる中の個性だという認識で、ぜひ取り組んでいただきたいのと、入れない可能性のあるお子さんもしかしたら出るかもしれないとい

うことを言われたということか。

植田児童青少年課長 まず入所の申請というところで入所要件があるので、そちらのほうで確認させていただくというところは1つあると思う。そういった中で、実際の医療的ケア児の方、そのケースケースによって、実際に受け入れが可能かどうかというところは、繰り返しになるが、判断が必要だと思っている。したがって、全ての方が申請したからといって、入所できるということは、なかなか難しいのかとは思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

13番、14番、15番については、これで終わる。

説明者の入替えがあるので、しばらくお待ちください。

では、協議会を続ける。16番、令和3年度小学校水泳指導事業について、及び17番、学校開放施設等の再開について、市側の説明を求める。

加藤教育振興課長 よろしく願います。

まず項番16番、令和3年度小学校水泳指導事業についてご説明をさせていただきます。

こちらについての事業の目的というところでは、専科教員の配置のない小学校の水泳事業について、天候に左右されない温水プールを活用して、児童・生徒への安全に配慮しながら、専門指導者による水泳指導の実施に向けて施行を令和3年度から5年度、3か年かけて実施するものになる。

課題とすると温暖化の進行、「暑くて」入れないとか、教員の働き方改革の部分、あと財政負担といったところをここで解消していくものになっていく。

試行の目的というところでは、大きくは学校の水泳の授業というところを進めるものになるので、指導要領に沿った検証の部分。どれだけの学校が民間のプール、アクアブルーを活用して授業ができるのか、あと指導の時期、そういったところを検証してまいるものである。

試行のスケジュール感というところでは、来年度は4事業者さんがこちらの事業にご協力いただけるところであるので、そちらから近い学校から

進める、4校から始める。

こちらは②の資料、地図が入っているものがあるわけだが、こちらをご覧いただければ、赤丸をしているところが温水プールの所在地、緑の学校が来年度試行で実施する学校というところである。具体的には北諏訪小学校、東寺方小学校、南鶴牧小学校、豊ヶ丘小学校の4校というところになる。それ以降については、校数をふやししながら検証を行って、令和6年度から受け入れ可能な学校数を本授業に切り替えていくというスケジュール感で今考えているところである。

こちらについては以上である。

続いて項番17番、学校開放施設等の再開についてのご報告である。

学校開放については、7月から屋外施設と平日日中を除くクラブハウスの開放を再開した。その後11月16日、先月の半ばであるが、体育館、校舎等の特別教室と平日日中のクラブハウスの開放を再開したところである。こちらに先立って、学校開放施設等使用団体の代表者会を開催した。開放再開の前に、学校開放の位置づけや学校のコロナ対策の現状、市内の感染状況を共有して、これを踏まえた新しいルールの徹底、学校を使っていただく際には守ってほしいというところでお伝えさせていただいたところである。

対象394団体で中学校区で開催した。9日間で9か所、土日、平日、夜間で行って83%の団体が参加された。来られなかった団体についても、教育振興課の窓口に来てほしいということで、お越しいただいて、説明をさせていただき、今年度についてはコロナの関係でちょっと怖いというところで活動を自粛されている団体もあるというところで、全団体のほうには周知をさせていただいたところである。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず16番について質疑はないか。

大くま委員 まず、専科教員の配置のない小学校の水泳事業についてということなのだが、この学校数は今現在何校なのか。

加藤教育振興課長 多摩市内の小学校は17校がある。そのうち4校が試行で実施するというところになる。

大くま委員 試行実施するのは1施設1校で4校というのはわかったが、今、専科教員の配置のない小学校は4校ということか。

加藤教育振興課長 小学校について専科の教員はいないので、全校専科の教員の配置がないというところになる。

大くま委員 ということは、これは行く行くは全校のプールをこういった形でやっていくというような位置づけなのか。

加藤教育振興課長 最大でできれば、全校こういう形にできればと考えている。ただ、温水プールのキャパシティや日数、時期の期間によって、全校受け入れられるかどうかというのは、今はまだ未知数というところもある。そういったところも、この試行の中で探っていくというところで考えている。基本的には全校やりたいと考えている。

大くま委員 市がどういった思惑でというか、この事業の意図はわかった。

岩崎委員 そうなったときには、学校のプールというか、場所の今のプールは、どういう形にしていくつもりか。

加藤教育振興課長 これから検討の部分にもなるわけだが、最終的には除却していくことも含めて庁内でも調整を図っていきたいと考えている。

岩崎委員 プールは理解のところだが、水は冬場は張ってないものか。

加藤教育振興課長 プールに関しては、防水をしているようなところもある。プールは水を抜いてそのまま置いておくと、そういったところが傷んでくるところがあるので、まず冬の期間でも1年中、水は基本的に張ってある。清掃するときぐらい抜くという形になっている。あと消防水利の関係などもあるので、今そのような形になる。

岩崎委員 そうすると災害時のために必要な水をそこを使うことはないと考えてよいのか。

加藤教育振興課長 災害時に必要があれば、そこから水を使うということはあると思う。ただ、ここのところで使ったという実績はない。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

続いて17番について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

16番、17番については、これで終わる。

続いて18番、令和2年度多摩市教育委員会事務点検報告書について及び19番、「教育の情報化に向けた多摩市立小・中学校のICT機器整備(多摩市学校情報環境整備方針)」の改訂について、市側の説明を求める。

室井教育企画担当課長 それでは、案件18番から説明をさせていただく。令和2年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書についてとなる。資料は概要版でないほうの資料をご覧ください。

教育委員会では毎年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて、事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行っている。

今年度の対象の事業については、資料の6ページ、冊子では4ページと振っているが、こちらにあるように新規評価事業5、再評価事業5の合わせて10の事業を選定をして評価を行った。

最初に、事業の担当課において事業の実施評価を行い、その実施評価も踏まえて各教育委員がそれぞれ担当する事業について職権を作成、その後、2人の学識経験者からそれぞれの事業の実績等について、担当課へのヒアリングを行った上で、教育委員と学識経験者の意見を交換をした。その内容については、資料の8ページから事業ごとに記載をしている。

その上でそれらで出た職権、意見を踏まえ、担当課においてそれぞれの事業の今後の方向性について作成をしたものが資料の28ページになるが、こちらを加えて今回の事務点検評価報告書としてまとめたものを最終的に令和2年10月26日の第17回教育委員会定例会において審議をし、決定したものとなる。

引き続き教育委員会では所掌する事務について法律も踏まえ、適切に点検評価を行い、これらを反映させながら、子どもたちをはじめとした市民の学びのための取り組みを進めていく。

もう一つの資料については概要版となって、選定した10の事業の概要、評価、今後の方向性を中心に編集したものとなるので、ご覧いただければと



思う。

18の説明は以上となる。

続いて案件19、「教育の情報化に向けた多摩市立小・中学校のICT機器整備（多摩市各校情報環境整備方針）」の改訂について説明をするので、資料をご覧いただけるか。

従来あった整備方針については、平成29年10月に策定をして、これを指針として、学校における教育ICT機器の整備を進めてきたが、令和元年12月に文部科学省が、GIGAスクール構想を提唱し、今年度に入ってその達成目標を令和5年度から令和2年度中へと前倒しを行った。

多摩市でも、より効果的な子どもたちの教育環境を整えるためGIGAスクール構想を踏まえた早期の教育ICT機器の整備に向けて予算もお認めいただきながら、現在も進めているところであるが、平成29年10月策定の整備方針の内容と乖離が生じたことから、教育委員会においても議論をし、昨日12月14日の第20回教育委員会定例会において、改訂について決定をしたものである。

本整備方針は令和元年6月施行の学校教育の情報化の推進に関する法律に、市町村での策定が努力義務とされている学校情報化推進計画としても位置づけをしている。

今回の主な改訂内容としては、資料の26ページになるが、教育用タブレットについて1校当たり従来は児童・生徒用に42台から50台程度、教員用には六、七台の整備としていたものを、児童・生徒、教員ともに1人1台としている。また、大型提示装置も従来は各校六、七台を目標としていたものを1クラス1台とした。

また、資料の34ページで、タブレット端末の持ち帰りに向けたロードマップを記載していて、令和3年度から一部で試行実施を行い、令和5年度には持ち帰りが必要な全ての学年での持ち帰り実施を目指すことを記載している。

そのほか少し戻るが、資料の31ページでは、健康面での配慮について記載をしており、ICT機器を使用する際の教室等の明るさ、児童・生徒の使う際の姿勢や使用の時間について配慮すべき点を記載するとともに、次

の資料32ページのところでは、電磁波過敏症と呼ばれる症状の存在とその配慮についても記述している。

改訂をしたこの整備方針に基づいて、今年度引き続き整備を進めるとともに、今後のICT機器の活用にも生かしていく。

説明は以上となる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず18番について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

続いて19番について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

18番、19番については、これで終わる。

20番、多摩中央公園改修整備・運営事業(P-PFI)の公募については、案件6番について説明済みのため省略する。

続いて21番、多摩市立多摩ふるさと資料館条例施行規則の制定について、市側の説明を求める。

藤田文化財担当課長 多摩市立ふるさと資料館条例施行規則案の制定についてご説明させていただきます。

本案は、旧北貝取小学校跡施設に整備する多摩市立市民活動・交流センターと多摩市立ふるさと資料館の指定管理者を導入するに当たり、令和2年9月15日の本常任委員会において議決いただいた多摩市立ふるさと資料館条例に基づいて、多摩市立ふるさと資料館条例施行規則を制定したので、ご報告申し上げるものである。

1の主な内容になる。本規則は、資料館条例の第12条に基づいて、この条例の施行について必要な事項は教育委員会規則で定めるとしたので、第1条で定めて、その後第2条で職員の配置、第3条以降で施設の利用について定めるものである。

2のこれまでの経緯であるが、5月1日の教育委員会で条例案について原案を可決し、5月の庁内会議で決定報告、また、6月の本委員会での報告

を経て、9月にご議決いただいて、10月1日に資料館条例を公布させていただきました。

これを受けて、11月9日の教育委員会で資料館規則案を協議し、文化財保護審議会また学びあい育ちあい審議会の協議報告を経て、11月24日の教育委員会定例会で資料館規則を決定し、本日も報告を申し上げる次第である。

それでは、次のページをご覧ください。

まず第1条、先ほど申し上げたとおり、この規則については教育委員会規則で定めるということで趣旨を述べさせていただいている。

続いて、第2条は条例第4条で定めた多摩市立多摩ふるさと資料館で行う事業に関わる職員の配置である。この職員については、現在旧西落合中学校跡地施設での資料の整理、調査等に従事している会計年度任用職員、専門スタッフのことを指している。ふるさと資料館の移転後も引き続き業務に従事するものである。

第3条から第7条については、条例第9条で定めた見学者の利用に関する申込みに係る手続の関連事項及び利用の際に利用者が守るべき内容について、条例第7条と第10条で定めた内容を反映したものとなっている。

そのほか、次のページの第8条では、規則のほかに定めるものが必要となった場合にどうするかという記述になっている。なお、附則については、1の施行期日について、条例施行日として、現在開館日を予定している令和4年4月1日と同日を考えている。また、2の準備行為としては、規則の第4条第2項で見学しようとする日の14日以上前に、見学等の申請ができているので、施行日前より申請手続ができるようにしたものである。

なお、併せて申請に係る行為は、次のページ以降にそれぞれある。ふるさと資料館業務の管理業務のうち、指定管理者には館内の保守清掃、開館時と閉館時の展示室の鍵の開け閉め、また、事前に申込み予約等のない見学希望者への手続に従事していただく予定である。

一番最初に戻っていただいて、3、今後のスケジュールについてであるが、先ほど協議会の1のところでは旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況というところでご説明させていただいているが、本日、規則の報告をさせて

いただいた後、指定管理候補者の決定、その後1月から改修工事に入って、議会への情報提供を行いながら指定管理候補者を決定、仮協定の締結という順に進んでまいって、令和4年1月に工事が完了したら、2月から3月に移転作業を行って、令和4年4月に開館するという運びとなっている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 1点だけお聞きしようと思うが、ふるさと資料館見学等申請書、これは4ページか。これだと見学以外での利用ということも内容の中にあるが、単なる見学でなくて、もう少し例えば資料を活用したものなどが、今想定されたものがあれば説明をお願いします。

藤田文化財担当課長 こちらの申請書は、小学校、中学校の団体見学にも使う申請書であって、例を挙げて言うと例えば稲穂を提供していただいて脱穀の体験や、縄文土器を実際に触っていただいて、それを使ったスケッチとか、そういった見学以外という形をこちらで考えている。また今後事業等出てくるようであればそれがそれに該当するということである。

大くま委員 体験型で触れていただけるとするのは非常によいことだと思うので、よろしくをお願いします。

しらた委員 指定管理者とこちらの資料館の管理の仕方は全然違う、先ほどご説明を聞いているときには、今のところから派遣する、落合の人がこちらに来て、それを管理するということは、指定管理者とは別にほかの方に働いていただくということなのか。

藤田文化財担当課長 現在旧西落合中学校において、体育館に資料を置いて実際に専門スタッフを雇用して、見学やそういった業務に従事していただいている。また、資料の研究調査にも従事して程度、旧北貝取小学校が整備されると、あそこが全部撤収になるので、そのスタッフがそのままスライドして業務に当たっていただくということになって、今、旧西落合中学校に常駐しているスタッフは、今度は旧北貝取小学校に常駐するという形になってまいる。

鈴木教育部長 ちょっと補足させていただく。ご質問者お伺いいただいたのは、指定管理者と教育委員会の職員の違いということで、今、藤田課長から説明させていただいたのは、やはり文化財の専門員として働いている。先ほど様式もお

示しましたが、例えば説明を求められて、そういったときに説明ができる、あるいは基本的には発掘した文化財、土器だとか、そういうものは日常的に研修を検討しているので、作業を行う場所として、その職員が常駐する。指定管理者については鍵の開け閉めをしていただくということで、業務は重ならない形で、市の職員のほうは専門性のある業務をやらせていただくという整理である。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

22番、誤徴収した学校給食費(10月分)の返金について市側の説明を求める。

麻生学校支援課長 ご説明の前におわびをさせていただきたいと思う。このたびは給食費の誤徴収を発生させて大変申しわけなかった。市民の皆様、議員の皆様、関係者の皆様に深くおわび申し上げる。

それでは、ご説明をさせていただく。本年11月2日に発生した、学校給食費10月分の誤徴収について、11月18日にご返金が完了したので、そのご報告をさせていただく。

まず、返金をした世帯等である。世帯数としては546世帯、対象児童・生徒数が756人分、返金の金額合計が372万1,650円である。こちらについては、保護者の届出口座のほうに全て返金をさせていただいた。

今後の再発防止である。まず、担当のほうでは、口座引き落としデータを作成する際に、マニュアルに基づく作業手順を遵守すること。それから、入力項目の確認も徹底すること。あと、金融機関に送る口座引き落としデータの中に給食費を引き落とししない人、こういった人のデータが入っていないかどうか、これを読み合わせ等で再度確認をする。こういった徹底を図るということをやっていきたいと思う。

また、口座引き落としデータを金融機関に送る前に、必ず給食費の口座振替請求書を起案し、管理職の決裁を受けてからデータを送るようにしたい。管理職、私どものほうでは回議されたその請求について、前月分及び前年同

月の請求金額、件数等、内容を確認して、異常な変動がないかどうか、そういったものを確認しながら、再発防止を図っていきたいと考えている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

23番、多摩市「不登校総合対策」について。24番、多摩市学校事務共同実施の令和2年度進捗状況について市側の説明を求める。

山本教育部参事 私から項番23、11月に策定した多摩市「不登校総合対策」についてご説明する。

本総合対策は増加傾向にある本市の不登校の現状と課題を踏まえ、各学校の不登校への対応力の向上と、児童・生徒の学びの場の充実を図ることを目的として策定をした。

策定に当たっては、今年度から教育委員会において、不登校対策検討委員会を設置し、学識経験者や医師、上級学校や市内小・中学校の管理職、心理士等を委員として、これまで5回の検討、協議を行ってきた。また、最終回となった第5回委員会では、教育部だけでなく子ども青少年部や健康福祉部など、部を超えた今後の不登校児童・生徒への支援に向けて、市役所関係各課、関係課長または係長にオブザーバーとして参加をしていただいた。

それでは、資料に基づきご説明する。本総合対策の構成だが、目次にもあるように、4章で構成をしている。

まず1ページ、第1章、不登校総合対策の概要では、不登校対策に関する国や東京都の動向、本総合対策の特色を記載をしている。

また2ページ、第2章では、本市の不登校の現状と課題を記載している。特に新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業が、不登校児童・生徒のみならず、全ての児童・生徒にどのような影響を与えたのかを文部科学省や本市の調査結果をもとに独自に集計し、分析している。

こうした本市の不登校の現状と課題を踏まえ、6ページからの第3章では、不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方を示し、4つの目標と

12の対策を設定をした。

7ページをご覧いただきたい。目標1、学校の対応力の向上では、①共通の指針やガイドラインの整備、②的確なアセスメントのための手だての充実、③教育相談の充実、④家庭支援の充実の4つを対策として位置づけている。

また、10ページからは目標2、コミュニケーション能力の向上を促す指導の充実として、⑤不登校児童・生徒への訪問指導・支援の充実、⑥各学校、適応教室におけるソーシャルスキルトレーニングの充実の2つを対策として位置づけている。

また、11ページからは、目標3、社会的自立を促す指導の充実として、⑦各学校、適応教室におけるキャリア教育の充実、⑧キャリアガイダンス機能の充実の2つを対策として位置づけている。

そして、12ページからは、目標4、学習環境・学習指導・支援の充実として、⑨中学校不登校特例校の設置の検討、⑩適応教室における学習支援の充実、⑪家庭における学習支援の充実、⑫各学校における補充学習の充実の4つを対策として位置づけた。

14ページには、これら12の不登校対策と不登校の支援の段階、未然防止、早期支援、長期化への対応との関連を図に示している。

また、15ページには、学校と関係機関が連携した支援を進めていく上で、参考となるように多摩市内・近隣の主な関係機関と支援内容を一覧とした。

終わりに、16ページの第5章には、コロナ禍特有のストレス等を踏まえつつ、感染症の収束を見据えたこれからの不登校対策として、児童・生徒一人ひとりの心に寄り添い、肯定的な関わりを通して、人との距離を取りながらも、自他を尊重し、互いに支え合う感覚を醸成したり、学級・学校を居心地のよい場にしたりすることが一層重要であるとしている。

今後、本総合対策の活用を通して、教育委員会では児童・生徒の成長に関わる全ての人が互いにつながりを深め、コロナ禍の新しい日常をよりよい日常へと変容させ、学校を核とする地域全体が、児童・生徒にとって魅力ある育ちの場となることを期待している。

説明は以上である。

細谷教育部参事 それでは、私からは、多摩市学校事務共同実施の令和2年度の進捗状況についてご報告をする。

こちらについては、9月15日の本委員会では、令和元年度の進捗状況についてご報告をしているところである。まず、資料の項目1をご覧ください。令和2年度の進捗状況については、7月に先行実施の第3グループ7校を訪問視察し、各学校の都支援員、市事務職員から業務状況について聞き取りを行った。9月には、学校事務共同実施等検討委員会において、訪問視察結果の報告と試行実施の状況についての報告を行い、試行結果が良好であったことから、9月末で試行実施を終了し、10月から、第3グループの学校事務共同実施を本格実施しているところである。7月の聞き取り結果については、資料の項目2にお示ししたとおりである。

資料の項目3をご覧ください。今後は、12月に残るグループである。第1、第2、第4グループの副校長、都事務職員及び市事務職員へ説明を実施し、令和3年4月には都支援員が、第1、第2、第4グループの19校に配置をされる。

4月から9月まで、各校において都事務職員から都支援員への業務の引継ぎを行い、8月から9月の期間に、第1、第2、第4グループの共同事務室を整備する予定である。10月からは、各校の都事務職員が共同事務室へ移り、共同事務室の運営を開始し、学校は都支援員と市事務職員との2名体制になる。

共同事務室について、令和4年3月までは、第1グループは5名、第2グループと第4グループは7名の体制で、各校の事務室を支援することとなる。その後、令和4年4月から多摩市の全ての学校で共同事務を本格実施することとなる。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

まず23番について質疑はないか。

岩崎委員 ご説明ありがとうございます。コロナ禍のこの中でおつくりになったんだなというところでお忙しかったと思うが、多摩市が4%中学校に不登校がいるとい



うことで深刻な状況にあるとあるが、これは自治体として突出している人数というか、パーセンテージなのか。

山本教育部参事 不登校の出現率について、中学校については4%を超えている。こちらの出現率については、国の問題行動等の関する調査の結果から取り出しているところである。こちらの調査結果によると、全国の平均が大体3%、3%未満ということになっているので、多摩市については、4%を超えているということは、かなり出現率としては高いと、深刻な状況にあると考えている。

岩崎委員 基本的に学校に行くという考え方もあるが、中学生ぐらいになるといろいろな法律も少し勉強されるのかなと思うと、教育機会確保法みたいなものもあるのだということも、ご存じかもしれないという中では、誰かに学校に仮に行かなかったとしても、誰かに相談できるようなあるいは話を聞いてもらえるような体制づくりというのが一番重要かと思うが、この冊子というのは、どういう方にお配りするためにつくられたのか。

山本教育部参事 この不登校総合対策については、先ほどご答弁をさせていただいたが、各学校の対応力等を向上するためとしている。なので学校へのまず配布というものを考えている。ただ、不登校の対策を進めていくには、家庭の協力というものも必要になる。また、先ほど申し上げたように、関係部局との連携をしながら、不登校の支援に当たっていくということも大切になる。

なので、今後の予定としては、この不登校総合対策についてリーフレットを作成をし、保護者の方にも配布をすること。また、ホームページ上でも公開をしていくこと、このことを考えている。

岩崎委員 そのような流れになるのかと思うが、ただ1つ思う、1つわかるのは、今は逆にリモートでも勉強ができるという時代にだんだん入ってきて、大学生は行きたくても行けないというぐらいだし、いろいろな意味で子どもとは言え、いろいろなことを知っている力があるし、知っていると思うところで、実現率4%は確かに多いのかもわからないが、それを大変なことだというだけの視点で見るのではなく、もう少しこういう傾向というのは、社会の中にも止まらないスピードで学校に行くことだけで勉強するのではないというスピード、あと、自分の合った場所で勉強したいという考え方が、学校

ではないのだという考え方も、多分、流れとしてあるのではないかと思っ  
ているので、とにかく学校に行く子どもをふやさなければいけないというよ  
うな視点だけで、先生方にもお伝えする必要はないと思うし、教育機会確保  
法もできているわけなので、逆に言えば第3の居場所を市としては、つくる  
方向で考えていくというふうな立ち位置でこういうものを活用していただ  
きたいということは申し添えたいと思う。

いいじま委員長 本日の会議は議事の都合によりあらかじめこれを延長する。

山本教育部参事 この本総合対策の6ページのほうにも記載をさせていただいたが、不登  
校児童・生徒への支援の基本的な考え方というところには、学校復帰のみを  
目的をすとはしていない。あくまでもこの不登校の子どもたちの社会的  
自立というために必要な力をつけていく、そのための支援として今後取り  
組んでいく予定としている。

また、今、ご質問者からもあったように、学校だけではなくて、子どもた  
ちの学べる場所というものが決して学校だけではなく地域にもある。なの  
で、この第4章のところでも述べさせていただいたが、魅力ある学校づくり  
を進めていくということだけではなくて、学校を核とする地域全体がやは  
り児童・生徒にとって、魅力のある育ちの場となっていくということが必要  
なのであると考えている。

また併せて、本総合対策のほうにも対策として入れているが、今後子ども  
たちの1つの居場所として、不登校の特例校といったものも考えていると  
ころである。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

続いて24番について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

23番、24番についてはこれで終わる。

25番、第二次多摩市特別支援教育推進計画(原案)について、市側の説  
明を求める。

田島教育センター長 それでは、項番25、第二次多摩市特別支援教育推進計画（原案）について報告をさせていただきます。

本案件は、9月15日の本委員会において、パブリックコメント後の進捗状況を報告させていただいたものとなる。このたびこの原案を作成して、教育委員会にて決定したので、報告をするものとなる。今までのこれまでの経緯に関しては、資料をご参照ください。

パブリックコメントでいただいた8件の意見及び教育委員会としての考え方に関して、添付した（4）の資料に内容を記載しているので、ご確認いただければと思う。

パブリックコメント前の素案から変更した部分についてだが、パブリックコメントのご意見を踏まえて一部文章の修正を行ったほか、計画の原案の5ページ、コロナ禍における特別支援教育の取り組みの内容を一部追加をした。

また資料編、ページ数で言うと43ページとなるが、副籍制度利用者数の表を追加している。

最後のページになるが、もう1つは、「おわりに」のところ「包み込むモデル」の図に関して、概要版にのみ記載していた図だったが、こちらの「おわりに」のページで計画策定委員会の委員長の言葉とともに追加をした。

今後の予定になるが、1月以降に市民への周知または学校職員への周知を行っていく予定でいる。

報告は以上となる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

26番、学校給食異物混入月報について市側の説明を求める。

澤井学校給食センター長 それでは、報告をさせていただきます。給食の異物混入については、今回2件報告をさせていただきます。

まず1件目については6月9日、これは給食が再開されてすぐのときだ

ったが、ホットドッグを学校のほうで食べているところで、パンの底面に青色の汚れがあったということが報告された。こちらについては、調理所でも確認したところ、食材を乗せるトレイとそれ以外のトレイ、こちらの使い分けをしていたところだが、調理作業員のほうが誤って「検食」という文字の入ったトレイに食材を置いてしまって、それがパンのほうに色移りしたものである。

こちらについては、現在色の違うトレイという形で、見た目ですぐわかるような形で食材を乗せるものと、それ以外のものがわかるような形で確認できるようにさせていただいている。

もう1件だが、こちらが8月27日に、麻婆豆腐の中にクリアファイルのジッパー、スライドさせる部品だったが、これが食缶の中に入っていたということが発見された。こちらの対応についても、クリアファイルを使うときにそういったスライド式の部品がついていないフォルダーを使用するというので、調理事業者のほうに指示をして、今現在は全てそういった部品のついたクリアフォルダーは使わないようにさせていただいている。

報告は以上になる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

27番、多摩市立図書館の新たなサービスの開始について、28番、中央図書館建設工事等の入札不調に対する今後の対応について、市側の説明を求める。

横倉図書館長 資料については、番号27番である。多摩市立図書館では、令和3年1月25日から新たなサービスとして、図書館ホームページから利用できる電子図書館サービス、混雑状況可視化サービス及びデジタルアーカイブ事業を開始する。この3点について、ご説明をさせていただく。

1点目の電子図書館サービスである。電子図書館についてであるが、こちらは図書館に利用登録をしている市民が自宅等のパソコンやタブレット、スマートフォンから図書館の電子書籍の閲覧や貸し出しができるサービス

である。

利用者は、図書館ホームページから紙の本と電子書籍を同時に検索、予約、貸し出し等ができて、図書館に来館せずに利用することができる。こちらについて、本年度は初年度ということで約3,500タイトルを購入する予定としていて、来年度以降は、500タイトルずつぐらい購入ができればと考えているところである。

こちらの導入までの経緯であるが、図書館については平成28年に策定した多摩市読書活動振興計画、こちらの取り組みの中で電子書籍等のサービスの検討ということがうたわれていて、それについて検討していた。また、中央図書館の開館に向けてということでの導入も検討してきたところである。

そういった中で、今回、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえて、電子図書館は非来館サービスであって、外出抑制や図書館内の密を避ける等、感染拡大防止になるというところもあるので、予定を前倒し、早期の導入を目指すことにした。

こちらの導入の効果であるが、1点目は、今申し上げたように非来館型サービスということである。また、インターネット上の利用であるので、利用者の延滞や資料の紛失、汚破損等を防ぐということによる利便性のほうも向上が期待できると考えている。

また、2点目であるが、障害者差別解消法及び読書バリアフリー法に対応しているというところである。視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、こちらは読書バリアフリー法と言われているが、こちらは令和元年6月に施行されたところである。

この法の中では、視覚障害者等の図書館利用に係る体制の整備、また、アクセシブル、利用しやすい電子書籍等の充実、また視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮が求められていて、また、この法の中では、障害者の捉え方というのも幅広くなっている。

そういった中で、視覚障害のある方、発達障害のある方、学習障害のある方、また、肢体不自由の障害がある方、そういった方の視覚による表現の認識が困難な方、こういった方に、読書環境を整備していくということがある

ので、そういった中でも対応ができると考えている。

そういった上で、そういった障がいのある利用者の方、また、高齢者の方、日本語を母語としない利用者、そういった方が自由できるような音声読み上げ機能、また、文字の拡大、白黒反転といった形の見やすさ、そういった電子書籍の特性を生かしたサービスというところができるかなと考えている。

3点目が学習での活用である。こちらの図書館では小学校2年生が、図書館訪問でいらっしゃるが、そういった中で利用者カードを登録していく。なので、家庭や小・中学校でのタブレット端末等から、この電子書籍を読書や調べ学習等に活用できる、そういったことも考えられると思っている。

それから4番目であるが、利用方法については、こちらにお示ししているように、市内在住・在勤・在学で利用者カードを登録してパスワード登録をされている方である。その他利用方法等はこちらにお示ししたとおりである。こちらが電子図書館サービスについての説明である。

2点目が、混雑状況可視化サービスである。こちらについては、図書館のホームページにリンクを張った専用のページから、各図書館の館内の混雑状況が確認できるというサービスであって、こちら下に図で図書館ホームページのトップページとあるが、こちらに丸囲いで混雑状況の確認というところがあるが、こちらを開いていただくと、各図書館が空きあり、またはやや混雑、そういった形で混雑状況が確認できる。

こういったことで、密集場面を避けて来館に役立てていただくということで、使っていただきたいと考えている。こちらはこのような形で、1月25日から行うが、現在、感染拡大状況という状況であるので、昨日から図書館のホームページのほうに、外部リンクでURLを張っていて、昨日からこの混雑状況が見られるような形になっているので、スマホ等でも見られるので、ぜひ見ていただければと思っている。

最後になるが、多摩市デジタルアーカイブについてである。こちらについてはデジタルアーカイブであるが、こちらは図書、博物品、歴史的資料等、公共的な知的財産をデジタル化して、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みである。

多摩市のデジタルアーカイブとしては、「調布玉川惣画図」等の貴重資料、また、埋蔵文化財の発掘調査での土器等の遺物、また多摩市史、市制施行50周年記念史等をデジタル化して、公開を考えているところである。

このような形で、原資料を保存しながら広く公開をして、随時閲覧・鑑賞等が可能となる。

このような形で、多摩市の歴史、文化財、貴重資料等を広く情報提供をしていくが、こちらを2020年から国立国会図書館のほう提供している国の分野別の横断総合ポータルサイト、「ジャパンサーチ」のほう正式運用が開始されたので、こちらのほうにも連携をして、他の美術館や博物館等のデータとともに、こちらの多摩市のデータについても横断検索ができるような形になって、教育研究、また観光等に活用できるということを目指している。

こちらの2年間の事業で考えているところであるので、来年度は50周年記念史、また、小・中学校の副読本等を公開などもして、ICT化が進む学校現場においての授業だったり家庭学習での活用もできるような形で、多摩市の子どもたちにも使ってもらいたいと考えている。

(2) 番の掲載内容、こちらは写真があるが、調布玉川惣画図を精密に一部分を拡大したりして閲覧ができる。また、発掘された土器についても3Dという形で回転させた形で、細かく見ることができるし、また、多摩市史については、フルテキスト検索ができるので、例えば多摩市の場合、関戸の合戦というのがあったが、例えばそういうものを検索すると、そのページが示されて、内容も読めるし、また、本の形でも読めるという形になっているので、地域の歴史研究や学校での調べ学習に役立つものとなる。

こういったものなので、ぜひ活用していただきたいと考えていて、2月6日には、活用講座のほうも開催を予定している。また、開催後にはYouTube等で、その講座についても、公開を予定をしているところである。

以上3点のサービスのほうを開始するというところで、説明をさせていただいた。

萩野図書館本館整備担当課長 引き続き項番28、中央図書館建設工事等の入札不調に対する今後の対応についてご説明する。

前回9月15日の本委員会の中では、中央図書館の建設工事に関して入札不調であったこと、工期を6か月後ろ倒しすること、現予算の範囲内を前提にして設計金額を再積算するために、再設計業務委託契約を締結したことをご説明させていただいた。今回は、再設計業務委託契約の結果についてご説明させていただく。

まず①工期の後ろ倒しに伴う影響の分析として、標準単価・積算加工物単価等の入替えを行った。また、有効期限の過ぎた見積りの再徴取等を行った。その際、単価や見積りの一部に変動が見られた。

②主な設計内容の見直しとして、今回3点ほど主な設計内容の見直しをさせていただいた。まず1つ目、活用し切れない伐採木の処分先を近隣の再資源化施設に変更して、運搬費用を削減した。2つ目、割高な多摩産材の床材を一般木材のフローリングに変更して、調達費用を削減した。3つ目、これは追加になるが、コロナ対策として、手洗い機の追加や抗菌指定の追加、また、仕切り板の高さ変更等を実施した。それを含めて設計金額の再積算を行った。

その結果、現予算、工事費予算の増額を行う必要がないことが確認をできたので、原予算の範囲内で再入札を行うこととして、11月20日付で再入札の告示を行っている。

2、今後の対応についてである。今後については、9月議会でお示しさせていただいたスケジュールのとおり、3月の議会のほうで契約議決を上程する予定である。

次のページにスケジュール表を載せているが、前回の9月の議会でお示しさせていただいたものと同じになる。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。まず、27番について質疑はないか。

大くま委員 2点だけ確認をしたい。電子図書館サービス、貸し出し点数が2点となっているが、これは従来の図書館の貸し出し点数とは別に電子図書館の分で2点ということなのかというのが、確認したい点の1つ目と、もう一つ、混雑状況可視化サービスについて、この空きありとか混雑状況について、これは職員さんが入力して、それを目安としてもらうというものなのか、その



2点を確認したい。

横倉図書館長 最初の電子図書館のほうについて説明をさせていただく。こちらの電子書籍の貸し出し点数であるが、図書館のほうについては紙の本として45冊、貸し出し件数とあるが、それとは別に2点ということで設定をしている。

2点目のご質問での、混雑状況のサービスに関しては、職員が1時間ごとぐらいに、数を目視でカウントして、それを機器があるが、そちらにスイッチを押すと基本的には即時でそれが反映させられるというものになって、職員にとっても非常に簡易に作業ができるものになっている。

以上である。

大くま委員 わかった。利用状況のほうは危惧したのは、利用の秘密のことなどもあるので、カメラで状況を写すということではできないので、こういった形になるのかという確認をさせていただいた。

岩崎委員 この非来館サービスのところで、インターネットの利用であり、利便の向上と書いてあるところで、延滞がないと書いてあるが、つまり、その期限が来たらもう自然と見られなくなるという意味か。

横倉図書館長 電子書籍についてであるが、貸し出しの方法については、資料のほうに利用方法というところでお示しさせていただいているが、タブレットだったり、パソコンのほうから借りることができて、2週間の期間が過ぎると自動的に返却されるような形のサービスになるので、2週間期限が過ぎると、自動的に見られなくなるという形になる。

岩崎委員 そうすると返したことと同じだと思うが、また借りたければ同じ作業をするという考え方でよいということか。

横倉図書館長 同じように、また貸し出しという検索をして、貸し出しというボタンを押していただければ、すぐにまた貸し出しができて、また読むことができるということになる。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

続いて28番について質疑はないか。

しらた委員 主な設計内容の見直しというところだが、コロナ対策として手洗器とか抗菌指定追加、抗菌指定追加は例えばどのようなものを指定されたのか。

萩野図書館本館整備担当課長 抗菌指定追加についてだが、職員用のエレベーターのボタンや職員用の階段の手すり等を指定した。ただ、こちらについては見積りを取る段階で抗菌指定をするが、見積りを取るルールとして、3社の見積りが取れることが条件になっていて、まず3社同じような仕様のものがないということで仕様追加できなかつたものが多数ある。

ただ、今後の工事の中では、工事事業者が決まった後に、抗菌指定の追加について、適宜調整をしていきたいと考えているところである。

しらた委員 多摩市産の床材を使わなくなったこと、それは割高だからということで使わない。でも、環境面とか何かで多摩市のものを使うという、最初その辺がすごい売りだったかと私は思っているが、なぜ金額的な問題だけでこういうふうにしてしまったか。何が悪くて多摩産材を使わないのか。その辺の考え方はどういうことか。

萩野図書館本館整備担当課長 多摩産材についてだが、まず割高だということがある。また東京都のほうで補助金があるが、今回この床材のフローリングについては、補助の要件を満たさないと。我々のこの仕様の中では満たさないとということで補助もないという中で、我々としては、この多摩産材のフローリングを一般木材に変えたいということで変更させていただいた。

しらた委員 フローリングではなく、この多摩産材の材木をほかに使う場所がなかったのか。

萩野図書館本館整備担当課長 現時点の中で、建設工事の中で多摩産材を使うところは現時点中ではない。ただ今後、様々な備品を調達していくこともあるので、その中で多摩産材導入について検討していきたいと考えているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

27番、28番についてはこれで終わる。

いいじま委員長 以上で協議会を終了する。

鈴木教育部長 申しわけない、突然ではあるが、1点追加で情報提供させてほしい。関戸公民館のスタジオ、関戸公民館の事務室がある7階のフロアになるが、奥にスタジオ施設がある。本来、今年度、関戸公民館については天井空調等の機械工事を予定していたが、ご案内のとおりコロナ禍で中止をしたが、スタジオについては、いわゆるバンドマンとかが使うような密閉した部屋で、すごく小さい部屋である。空調が完全に運転できなくなっていて、来年の夏、オリンピックが終わってから改修を予定しているが、夏の利用がかなり制限されてしまうので、2月1日から28日の間、利用を止めて、関戸公民館のスタジオのみ改修工事というか、エアコンの付け替え工事をするので、ご報告させていただく。2月1日から28日、1か月間、関戸公民館のスタジオのみ、使用を停止とさせていただく。

ご報告は以上である。

(協議会終了)

---

午後 5時24分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 5時24分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

いいじま 文彦